

# 国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau  
National Diet Library

論題 Title	日本及び諸外国における DV 被害の現状と対策
他言語論題 Title in other language	Fighting Domestic Violence in Japan and Other Countries
著者 / 所属 Author(s)	高山 善裕 (TAKAYAMA Yoshihiro) / 国立国会図書館調査及び立法考査局 行政法務課
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	850
刊行日 Issue Date	2021-10-20
ページ Pages	71-96
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	近年、特に新型コロナウイルス感染症の感染拡大後、国内外で DV の相談件数等が増加しており、様々な対策が講じられている。日本及び諸外国の DV 被害の現状・法制度等の対策について概観する。

\* この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

\* 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

# 日本及び諸外国における DV 被害の現状と対策

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
行政法務課 高山 善裕

## 目 次

はじめに

### I 日本における DV 被害の現状・法制度等の対策

- 1 配偶者暴力防止法の概要
- 2 相談・被害等の件数
- 3 政府の対策
- 4 配偶者暴力防止法の課題

### II 諸外国における DV 被害の現状・法制度等の対策

- 1 英国
- 2 ドイツ
- 3 フランス
- 4 米国
- 5 韓国

### III 新型コロナウイルス感染症拡大後の国内外における DV 被害の現状と対策

- 1 相談・被害等の件数
- 2 政府の対策

おわりに

別表 各国における DV 被害の現状・法制度等の対策の概要

キーワード：ドメスティック・バイオレンス（ドメスティック・アビューズ）、保護命令、ヘルプライン

## 要 旨

- ① 近年、日本を含む多くの国で、DV の相談・被害件数が増加している。特に、令和 2(2020) 年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出自粛により家族との在宅時間が増えたこと等から、相談件数等が急増した。このような状況の中、DV 対策が一層重要になっている。
- ② 日本では、平成 13(2001) 年に制定された配偶者暴力防止法(平成 13 年法律第 31 号)等に基づき、DV 対策が講じられてきた。令和 3(2021) 年 3 月、内閣府の「男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会」は、通報や保護命令の在り方について、身体的暴力に加えて、精神的暴力、性的暴力等も保護命令等の対象に含める方向で同法を改正すべき等とする、DV 対策の課題等に関する報告書をまとめた。また、令和 2(2020) 年 12 月に閣議決定された「第 5 次男女共同参画基本計画」では、市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置数を増やすこと等の目標が掲げられている。
- ③ 諸外国でも、日本と同様に DV に関する法制度が設けられているが、保護命令の対象が身体的暴力に限らない等の違いがある。また、DV 被害者支援として、民間団体や公の機関が運営を行っているヘルプラインが相談に応じているほか、DV 被害者の避難所の支援等のために、政府による資金提供等も行われている。
- ④ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大後の DV 対策として、日本では、24 時間の電話のほか、SNS やメール、外国人相談者向けの相談等にも対応した「DV 相談+ (プラス)」の運用が開始される等した。諸外国でも、ヘルプラインの強化や、DV 被害者の避難所の支援等のために政府から更なる資金提供が行われたほか、英国では、薬局のスタッフが DV 被害者から相談を受けた際、警察への相談やヘルプライン等に関する情報提供を行うプログラムが開始されており、フランスでも類似の取組が行われている。
- ⑤ 日本ではこれまでも DV 対策として、様々な対策が講じられてきているが、引き続き、多くの被害者の救済が図られるよう、諸外国の取組を参考としながら、被害者の立場に立った対策が進められる必要がある。

## はじめに

令和 2（2020）年、全国の警察が対応したドメスティック・バイオレンス（以下「DV」）<sup>(1)</sup>の相談等の件数は、82,643 件となり、過去最多を更新した<sup>(2)</sup>。増加の背景として、DV への社会的関心の高まりを受けた積極的な相談・通報があったこと、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出自粛により、家族との在宅時間が増えたこと等が考えられている<sup>(3)</sup>。このように DV 被害が増加傾向にある現在、DV 対策が一層、重要となっている。

本稿では、こうした状況を踏まえ、日本（第 I 章）及び諸外国（第 II 章）における、DV 被害の現状、法制度等の対策について概観する。また、上記のように、新型コロナウイルス感染症の感染拡大と DV 被害の増加との関係性が指摘されていることから、第 III 章では、特に感染が拡大した令和 2（2020）年以降の日本及び諸外国における DV 被害の現状、対策について取り上げる。

## I 日本における DV 被害の現状・法制度等の対策

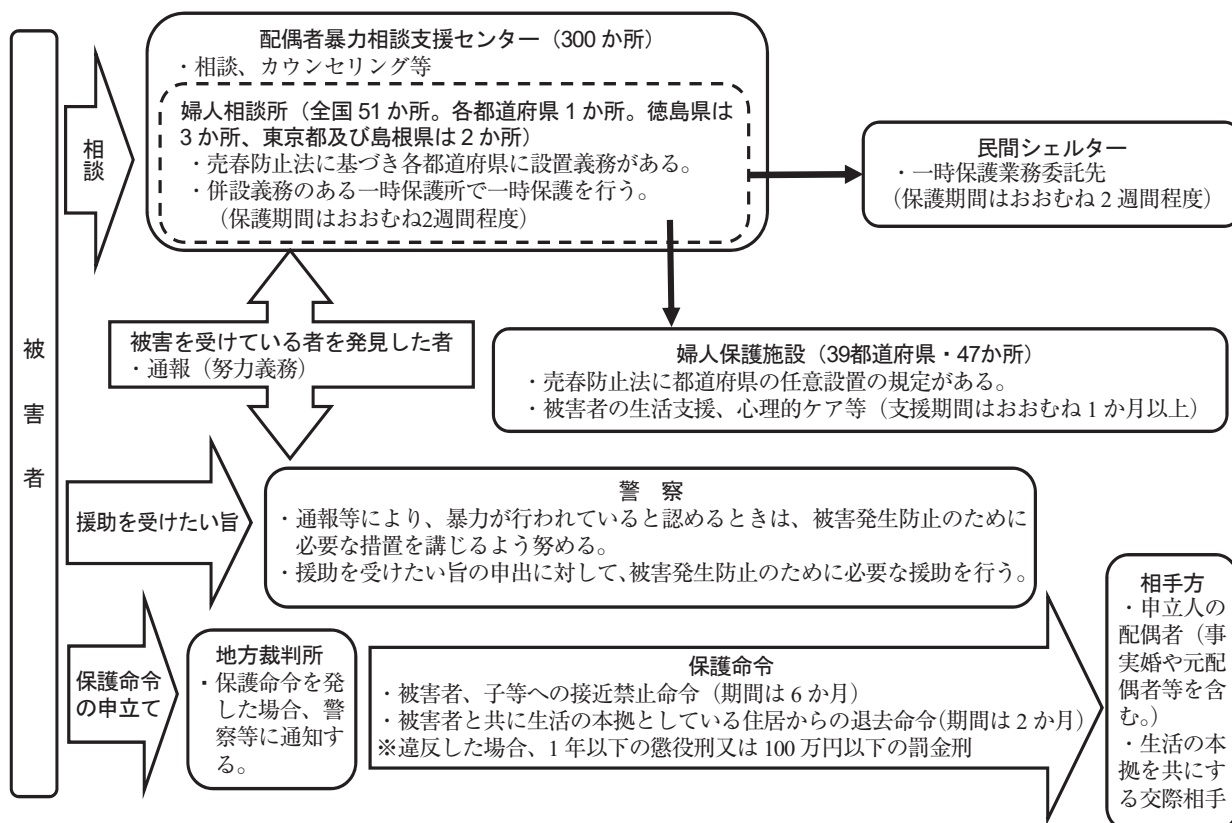
### 1 配偶者暴力防止法の概要

DV に関する被害に対して、被害者の保護等について規定した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成 13 年法律第 31 号。以下「配偶者暴力防止法」）がある。この法律は、DV 等の女性に対する暴力の実態が潜在化しており、諸外国と比べて社会的にも法制的にもこの問題に対する取組が十分とは言えない状況であったことを受け、平成 13（2001）年 4 月に制定されたものである<sup>(4)</sup>。これ以降、現在まで、平成 16（2004）年、平成 19（2007）年、平成 25（2013）年、令和元（2019）年の 4 回、主な改正が行われた<sup>(5)</sup>。現時点における配偶者暴力防止法の概要は、以下のとおりである（図も参照）。

\*本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、令和 3（2021）年 7 月 21 日である。また、通貨の換算レートは、1 ドル = 108 円、1 ユーロ = 121 円、1 ポンド = 137 円、1 ウォン = 0.091 である（「出納官吏事務規程第 14 条及び第 16 条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件」（令和 2 年 12 月 25 日財務省告示第 308 号）（令和 3 年 4 月 1 日適用））。

- (1) 「ドメスティック・バイオレンス」については明確な定義はないが、日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い（「ドメスティック・バイオレンス（DV）とは」内閣府男女共同参画局ウェブサイト <[https://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/e-vaw/dv/index.html](https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/dv/index.html)>）。
- (2) 警察庁生活安全局生活安全企画課・刑事局捜査第一課「令和 2 年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対応状況について」2021.3.4, p.5. <[https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/stalker/R2\\_STDVKouhou\\_siryuu.pdf](https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/stalker/R2_STDVKouhou_siryuu.pdf)>
- (3) 「DV 被害 17 年連続最多」『朝日新聞』2021.3.5; 「DV 相談最多 8 万件超」『東京新聞』2021.3.4, 夕刊。
- (4) 南野知恵子ほか監修『詳解 DV 防止法』ぎょうせい, 2001, pp.126-127.
- (5) 第 1 次改正から第 3 次改正までを通して、保護命令の拡充が図られた（井上匡子「DV をめぐる法的対応の実情と課題」『家庭の法と裁判』16 号, 2018.10, pp.5-6. なお、第 1 次・第 2 次改正の概略を紹介したものとして、筒井隆志「配偶者暴力防止法の今後—制定後 10 年目を迎えて—」『立法と調査』310 号, 2010.11, pp.77-82. <[https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou\\_chousa/backnumber/2010pdf/20101101073.pdf](https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2010pdf/20101101073.pdf)> がある。）。また、第 4 次改正（「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第 46 号）の第 4 条による改正）では、DV 対応と児童虐待対応との連携強化として、DV 被害者及びその同伴する家族の保護を行うに当たって、相互に連携を図りながら協力するよう努めるべき関係機関に、児童相談所が含まれることが明確化された（早川直樹「児童虐待防止対策の強化」『時の法令』2085 号, 2019.11.15, p.43.）。

図 配偶者暴力防止法の概要



(注) 配偶者暴力相談支援センターの数は、令和 3 (2021) 年 4 月 1 日現在。婦人相談所の数は、同年 6 月 1 日現在。婦人保護施設の数は、平成 30 (2018) 年 4 月 1 日現在。

(出典) 内閣府男女共同参画局「STOP THE 暴力 平成 28 年度改訂版」2017, p.9. <[https://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/e-vaw/book/pdf/stoptheboryoku.pdf](https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/book/pdf/stoptheboryoku.pdf)>; 「婦人保護事業について」(第 1 回多様な困難に直面する女性に対する支援等に関する関係府省連絡会議 資料 6) 2019.7.25, p.2. 内閣官房ウェブサイト <[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kagayakujosei/konnan\\_josei\\_shien/dail/siryou6.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kagayakujosei/konnan_josei_shien/dail/siryou6.pdf)>; 「配偶者暴力相談支援センターの機能を果たす施設一覧 (令和 3 年 7 月 19 日現在)」内閣府男女共同参画局ウェブサイト <[https://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/e-vaw/soudankikan/pdf/center.pdf](https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/soudankikan/pdf/center.pdf)>; 「全国の婦人相談所一覧 (令和 3 年 6 月 1 日現在)」厚生労働省ウェブサイト <<https://www.mhlw.go.jp/content/000794367.pdf>> 等を基に筆者作成。

### (1) 相談

配偶者からの暴力<sup>(6)</sup>を受けた被害者(配偶者暴力防止法第 1 条第 2 項)が相談等を行う機関は、配偶者暴力防止法において、配偶者暴力相談支援センター(以下「支援センター」)が規定されている(配偶者暴力防止法第 3 条)。同法では、この支援センターの機能を果たす施設として、婦人相談所その他の適切な施設<sup>(7)</sup>が規定されているほか(同条第 1 項)、支援センターの業務について、被害者からの相談に応じることや被害者に対して医学的又は心理学的な指導等を行うこと等(同条第 3 項)、被害者の一時保護について、婦人相談所が直接又は委託して行うこと(同条第 4 項)<sup>(8)</sup>、都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができること(同条第 5 項)等が規定されている。これら婦人相談所等は、配偶者暴力防止法の制

(6) 暴力には、身体的暴力のほか、精神的暴力や性的暴力が含まれる(南野知恵子ほか監修『詳解 DV 防止法 2008 年版』ぎょうせい, 2008, pp.83-84.)。

(7) 「その他の適切な施設」には、都道府県の福祉事務所、女性センター等が想定される(同上, p.94.)。

(8) 一時保護の場合の被害者に関して、被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族をいう。また、委託先としては、民間シェルターがある。民間シェルターとは、民間団体が運営し、暴力を受けた被害者が緊急一時的に避難できる施設のことであり、令和 2 (2020) 年 11 月 1 日時点で、少なくとも全国で 124 団体が運営を行っている(「民間シェルター」内閣府男女共同参画局ウェブサイト <[https://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/e-vaw/soudankikan/05.html](https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/soudankikan/05.html)>)。



定前から、売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）に規定され、設置されている施設である。同法において、都道府県は、婦人相談所を設置しなければならないと規定されているほか（売春防止法第 34 条第 1 項）、婦人相談所の一時保護施設の設置義務（同条第 5 項）、都道府県の婦人保護施設の任意設置（同法第 36 条）等が規定されている。

支援センターの機能を果たす施設は、婦人相談所（51 か所）を含め<sup>(9)</sup>、全国に 300 か所（うち、市町村設置主体の施設<sup>(10)</sup>が 127 か所）ある<sup>(11)</sup>。

被害者（身体に対する暴力を受けている者に限られる。）は、支援センターへの相談のほか、警察に対して援助を受けたい旨の申出を行うことができる（配偶者暴力防止法第 8 条の 2）。また、被害を受けている者を発見した者は、支援センターや警察へ通報するよう努めなければならない（同法第 6 条）<sup>(12)</sup>。

このほか、電話等による相談方法もある<sup>(13)</sup>。このうち、「DV 相談ナビ」は、全国共通の電話番号（#8008（はれれば））で支援センターにつながるものである<sup>(14)</sup>。また、「DV 相談+（プラス）」は、令和 2（2020）年 4 月 20 日から運用が開始されたものであり、24 時間の電話相談対応のほか、SNS やメール、外国人相談者向けの相談（英語・中国語・韓国語等に対応）等にも対応している<sup>(15)</sup>。

## (2) 保護命令

被害者（身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた者に限られ、精神的暴力や性的暴力の被害者は含まれない。）<sup>(16)</sup>からの申立てにより、裁判所が加害者に対して発する保護命令として、接近禁止命令（配偶者暴力防止法第 10 条第 1 項第 1 号）及び退去命令（同項第 2 号）がある。接近禁止命令は、6 か月間、加害者に対して、被害者の身辺へのつきまとい、又は被害者の住居、勤務先等の付近の徘徊（はいかい）を禁止するものである<sup>(17)</sup>。また、退去命令は、2 か月間、加害者に対して、被害者と共に住む住居から退去すること及び当該住居付近を徘徊しないことを命じるものである。

(9) 「全国の婦人相談所一覧（令和 3 年 6 月 1 日現在）」厚生労働省ウェブサイト <<https://www.mhlw.go.jp/content/000794367.pdf>>

(10) 配偶者暴力防止法では、市町村が支援センターとしての機能を果たす施設を設置することについては、努力義務としている（第 3 条第 2 項）。

(11) 「配偶者暴力相談支援センターの機能を果たす施設一覧（令和 3 年 7 月 19 日現在）」内閣府男女共同参画局ウェブサイト <[https://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/e-vaw/soudankikan/pdf/center.pdf](https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/soudankikan/pdf/center.pdf)>

(12) 通報や援助を受けたい旨の申出に係る暴力は、身体的暴力に限定される。その理由として、  
・精神的暴力や性的暴力に関することについて夫婦以外の第三者が公的機関に通報し、その通報に基づいて公的機関が介入するようにすることは、夫婦のプライバシー保持の面で問題と考えられたこと  
・精神的暴力等は犯罪に該当しない行為を幅広く含むものであるため、警察がこれに実効ある措置をとることは困難であり、その職務の範囲を超えるおそれがあると考えられたことが挙げられている（南野ほか監修 前掲注(6), pp.105, 112, 115.）。

(13) 内閣府男女共同参画局「DV 相談体制の拡充」<[https://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/dv\\_navi/pdf/dv\\_soudan\\_plus.pdf](https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/dv_navi/pdf/dv_soudan_plus.pdf)>

(14) 電話番号についてより覚えやすくするため、令和 2（2020）年 10 月、10 桁の電話番号から、全国共通の短縮番号（「#8008（はれれば）」）に変更された（「DV 相談電話「#8008」来月から短縮番号」『毎日新聞』2020.9.29.）。

(15) 「（別紙）「DV 相談+（プラス）」概要」内閣府男女共同参画局推進課暴力対策推進室『新型コロナウイルス感染症への対応に係る DV 被害者に対する相談窓口の設置について』（令和 2 年 4 月 17 日事務連絡）<[https://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/pdf/20200417\\_1.pdf](https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/pdf/20200417_1.pdf)> なお、「DV 相談+（プラス）」のウェブサイトは、<<https://soudanplus.jp/>>である。

(16) 南野ほか監修 前掲注(6), pp.129-130. なお、生命等に対する脅迫とは、刑法（明治 40 年法律第 45 号）の脅迫罪（第 222 条）に当たるもののうち、生命又は身体に対し害を与える旨を告知してする脅迫をいう。

(17) 接近禁止命令を発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、加害者に対して、面会の要求禁止等を命じるものとされている（配偶者暴力防止法第 10 条第 2 項）。

これらの保護命令に違反した者は、1年以下の懲役刑又は100万円以下の罰金刑に処せられる（同法第29条）。

## 2 相談・被害等の件数

令和2（2020）年度における、支援センター等への相談件数は、190,030件（前年度は119,276件）と過去最多となった<sup>(18)</sup>。また、令和元（2019）年における、警察による配偶者からの暴力事案等の検挙件数は、過去最多の9,090件であり、平成16（2004）年から増加を続けていたが、令和2（2020）年は8,702件と減少した<sup>(19)</sup>。

婦人相談所における一時保護人数、裁判所における保護命令事件の既済件数は、ともに近年減少傾向にある。前者については、平成25（2013）年度の11,623人から、5年連続で減少し、平成30（2018）年度は、7,588人と過去最少だった。後者については、平成26（2014）年の3,125件から、5年連続で減少し、令和元（2019）年は1,998件と、平成15（2003）年の1,822件以来、初めて2,000件を下回った<sup>(20)</sup>。

## 3 政府の対策

政府のDV対策は、配偶者暴力防止法や同法に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」<sup>(21)</sup>等に沿って行われている。

「第4次男女共同参画基本計画」（平成27年12月25日閣議決定。以下「第4次基本計画」）では、「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進」が掲げられていた<sup>(22)</sup>。そして、この第4次基本計画におけるDV対策の具体的な取組に関する目標の1つに、一時保護における民間シェルター等の積極的な活用があった。これについては、内閣府に設置された「DV等の被害者のための民間シェルター等に対する支援の在り方に関する検討会」において、ヒアリングやアンケート調査による実態把握が行われ、令和元（2019）年5月、税制・財政上の措置の利活用の促進、行政との連携強化等を通じた民間シェルターの基盤強化と対応力の向上等、今後の方向性を盛り込んだ報告書がまとめられた<sup>(23)</sup>。また、民間シェルターの85%が財政的

(18) 「20年度DV相談最多の19万件」『東京新聞』2021.5.22. なお、令和2（2020）年に全国の警察が対応したDVの相談等の件数については、「はじめに」を参照。また、支援センター等への相談件数については、第三章の「1 相談・被害等の件数（1）日本」でも取り上げている。

(19) 警察庁生活安全局生活安全企画課・刑事局捜査第一課 前掲注(2), p.5.

(20) 内閣府男女共同参画局「配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等（令和元年度分）」2021.1.12, pp.6-7. <[https://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/e-vaw/data/pdf/2019soudan.pdf](https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/data/pdf/2019soudan.pdf)> 一時保護人数が減少している要因に関して、一時保護要件等が法律に規定されず、緊急性等の判断が各都道府県（婦人相談所長）に任せられており、全国共通の客観的基準がなく、入所のハードルが高いとの指摘がある（戒能民江「DV防止法改正に向けて」『法律のひろば』74巻7号, 2021.7, pp.31-32.）。また、一時保護件数が減少傾向にある神奈川県によれば、情報機器の利用制限や外出の制限等の保護に際してのルールを被害者が望まないため、一時保護施設の利用を躊躇する場合もあると考えられるとされている（神奈川県「かながわDV防止・被害者支援プラン（2019年度～2023年度）」2019.3, p.15. <<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/32568/zentaiban.pdf>>）。なお、上記の戒能氏も同様の指摘を行っている（戒能 同, p.32.）。

(21) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」（平成25年12月26日内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号）内閣府男女共同参画局ウェブサイト <[https://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/e-vaw/law/pdf/houshin.pdf](https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/law/pdf/houshin.pdf)>

(22) 「第4次男女共同参画基本計画」（平成27年12月25日閣議決定）pp.67-70. 同上 <[https://www.gender.go.jp/about\\_danjo/basic\\_plans/4th/pdf/print.pdf](https://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/4th/pdf/print.pdf)>

(23) 内閣府男女共同参画局「「DV等の被害者のための民間シェルター等に対する支援の在り方に関する検討会」による報告書」2019.5. <<https://www.gender.go.jp/kaigi/kento/shelter/siryu/pdf/honbun.pdf>>

な問題を抱えていること等から<sup>(24)</sup>、政府は、令和 2（2020）年度から「DV 被害者等セーフティネット強化支援パイロット事業」を開始し、民間シェルター等の先進的な取組を促進するために都道府県等が負担した経費<sup>(25)</sup>の全額を国が賄うこととした<sup>(26)</sup>。

男女共同参画基本計画については、令和 2（2020）年 12 月 25 日、新たに「第 5 次男女共同参画基本計画」（以下「第 5 次基本計画」）が閣議決定された。第 5 次基本計画では、DV 対策の具体的な取組に関する目標として、通報の対象となる暴力の形態及び保護命令の申立てをすることができる被害者の拡大、加害者の地域社会における更生のための指導等の在り方の検討・措置等が掲げられている。また、市町村における支援センターの設置数（令和 2（2020）年 4 月時点で 119 か所）について、令和 7（2025）年までに 150 か所に増やすとした目標も掲げられている<sup>(27)</sup>。

#### 4 配偶者暴力防止法の課題

内閣府の「男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会」（以下「専門調査会」）は、男女共同参画基本計画で取り上げられている、DV、性犯罪、ストーカー行為等の各分野を念頭に置きつつ、女性に対する暴力に関する今後の施策の在り方について調査検討を行っている<sup>(28)</sup>。

令和元（2019）年 6 月、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第 46 号）が成立・施行されたが（配偶者暴力防止法第 4 次改正）、その検討条項（附則第 8 条）では、通報の対象となる DV の形態及び保護命令の申立てができる DV 被害者の範囲の拡大、DV 加害者の地域社会における更生のための指導等の在り方について、施行後 3 年を目途に検討を加え、必要な措置を講じることが規定された<sup>(29)</sup>。これらの検討事項については、第 5 次基本計画に盛り込まれるとともに<sup>(30)</sup>、専門調査会において議論が進められ、令和 3（2021）年 3 月、精神的暴力や性的暴力も、通報や保護命令の対象に含める方向で法改正すべき等とした報告書（以下「専門調査会報告書」）がまとめられた<sup>(31)</sup>。

専門調査会報告書では、DV 対策の現状や今後の課題について、この「①通報や保護命令の在り方」のほか、「②加害者更生のための指導及び支援の在り方」、「③ DV 対応と児童虐待対応の連携」、「④被害者の保護・自立支援や民間シェルターとの連携」、「⑤逃げられない／逃げ

(24) 「DV シェルター苦境」『東京新聞』2020.1.14; 内閣府男女共同参画局「DV 等の被害者のための民間シェルター等に関するアンケート調査」（DV 等の被害者のための民間シェルター等に対する支援の在り方に関する検討会参考資料 3）2019.5, p.12. <<https://www.gender.go.jp/kaigi/kento/shelter/siryo/pdf/s3.pdf>>

(25) 先進的な取組に関するものとして、メールや SNS による相談に対応するシステムの整備費、専門性を高める研修費、入所者の自立に向けたプログラムの実施費等が挙げられる（「DV シェルター支援拡充」『読売新聞』2020.1.18, 夕刊）。

(26) 内閣府男女共同参画局「DV 対応と児童虐待対応との連携について」（第 7 回児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議 資料 3）2021.1.15, p.4. 厚生労働省ウェブサイト <<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000721165.pdf>> なお、当該事業に関する令和 2（2020）年度の当初予算は、2.5 億円である。

(27) 「第 5 次男女共同参画基本計画—すべての女性が輝く令和の社会へ—」（令和 2 年 12 月 25 日閣議決定）pp.64, 71-74. 内閣府男女共同参画局ウェブサイト <[https://www.gender.go.jp/about\\_danjo/basic\\_plans/5th/pdf/print.pdf](https://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/5th/pdf/print.pdf)>; 内閣府男女共同参画局推進課「第 5 次男女共同参画基本計画—すべての女性が輝く令和の社会へ—の概要」『法律のひろば』74 巻 7 号, 2021.7, pp.8-10. なお、第 4 次基本計画でも市町村における支援センターの設置数（平成 27（2015）年 11 月時点で 88 か所）に関する目標が掲げられており、平成 32（2020）年までに 150 か所に増やすとしていた（「第 4 次男女共同参画基本計画」前掲注(2), p.63.）。

(28) 「女性に対する暴力に関する専門調査会」内閣府男女共同参画局ウェブサイト <<https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/boryoku/index-bo.html>>

(29) 早川 前掲注(5), p.44.

(30) 「第 5 次男女共同参画基本計画—すべての女性が輝く令和の社会へ—」前掲注(27), p.72.

(31) 男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会「DV 対策の今後の在り方」2021.3. <[https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/boryoku/houkoku/pdf/honbun\\_hbo10.pdf](https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/boryoku/houkoku/pdf/honbun_hbo10.pdf)>



ない DV 対応」<sup>(32)</sup>、「⑥予防教育」<sup>(33)</sup>等が掲げられている。これらの各項目のうち、①～④の内容について紹介する。

### (1) 通報や保護命令の在り方

現在の配偶者暴力防止法では、通報の対象となる暴力の形態は「身体に対する暴力」に限定されており<sup>(34)</sup>、保護命令の申立てが可能な被害者の範囲は、配偶者から「身体に対する暴力」や「生命等に対する脅迫」を受けた者に限定されている<sup>(35)</sup>。これについて、専門調査会報告書は、

- ・非身体的暴力は被害者に与えるダメージが身体的暴力と変わるものではなく、むしろ長期間にわたってそれが持続することによって、回復をより困難にさせるものであること
- ・通報により、警察が早期に介入した方が、より被害者の安全を守れると考えられること

等の理由から、通報や保護命令の申立てに係る暴力について、精神的暴力や性的暴力等の身体的暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動まで含める方向で法改正すべきであるとしている<sup>(36)</sup>。

また、専門調査会報告書では、保護命令の件数が減少傾向にある理由の分析<sup>(37)</sup>、緊急保護命令（現場に臨場した警察が暫定的な命令を発し、その後、被害者が裁判所に保護命令の申立てを行う等、保護命令が発令されるまでの間に、暫定的な効力を有する命令）等の新たな保護命令の検討等の必要性<sup>(38)</sup>、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（平成 12 年法律第 81 号。以下「ストーカー規制法」）に合わせる形での罰則の引上げ等<sup>(39)</sup>の検討の必要性<sup>(40)</sup>について述べられている。

<sup>(32)</sup> ⑤に関して、配偶者から何かしらの被害を受けた者のうち、相手と「別れたいと思ったが、別れなかった」という人に対して、別れなかった理由を聞いたところ、子供の存在を挙げる人が最も多く（約 66%）、次いで、経済的な不安（約 42%）となっている。報告書では、経済的困窮等の様々な問題を抱える家庭の支援のために市町村の果たす役割が大きいことから、市町村による支援センターの設置の促進が重要であることを指摘している（同上、pp.28-29, 38-39.）。

<sup>(33)</sup> ⑥に関して、政府では、毎年 11 月、女性に対する暴力問題に関する取組を一層強化するための広報活動を実施している。また、令和 3（2021）年から、4 月を「若年層の性暴力被害予防月間」とし、若年層への周知・啓発活動を行っている。報告書では、DV の加害者、被害者、傍観者にならないための教育が肝要であると指摘している（同上、pp.30-31, 39.）。

<sup>(34)</sup> 前掲注(12)参照。

<sup>(35)</sup> 前掲注(16)参照。

<sup>(36)</sup> 男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会 前掲注(31), p.33. また、日本弁護士連合会は、意見書において、配偶者暴力防止法第 1 条第 1 項の暴力に（前掲注(6)参照）、心理的（精神的）暴力、性的暴力のほか、経済的な暴力や社会的隔離が該当することを明示すべきであり、保護命令等について規定した同法第 3 章や第 10 条の暴力についても同様の内容とすべきであるとしている（日本弁護士連合会「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正を求める意見書」2020.10.20, pp.6-9. <[https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/opinion/2020/opinion\\_201020.pdf](https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/opinion/2020/opinion_201020.pdf)>）。

<sup>(37)</sup> 保護命令等の減少について、第 I 章「2 相談・被害等の件数」参照。なお、専門調査会報告書では、配偶者暴力防止法第 10 条第 1 項中の「生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいとき」という保護命令の発令の要件のうち、「重大な」の削除等の検討に言及している（男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会 同上, p.34.）。

<sup>(38)</sup> 同上, pp.33-34. なお、日本弁護士連合会は、諸外国の例を挙げて、新たな種類の保護命令の創設等、被害の実情に応じた保護命令制度の見直しを行うべきであるとしている（日本弁護士連合会 前掲注(36), pp.13-14.）。また、法務省の担当者は、専門調査会において、現行制度でも緊急な発令は可能である（配偶者暴力防止法第 14 条第 1 項ただし書）旨の発言を行っている（「第 111 回男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会議事録」2020.11.26, p.11. 内閣府男女共同参画局ウェブサイト <<https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/boryoku/gijiroku/pdf/bo111-g.pdf>>）。

<sup>(39)</sup> ストーカー規制法については、平成 29（2017）年に、接近禁止命令に対する違反に関する罰則が「二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金」に引き上げられているが、配偶者暴力防止法では、保護命令に対する違反に関する罰則が「一年以下の懲役又は百万円以下の罰金」のままとなっている。

<sup>(40)</sup> 男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会 前掲注(31), p.34. なお、日本弁護士連合会の意見書でも同様の提言がなされている（日本弁護士連合会 前掲注(36), pp.13-15.）。

## (2) 加害者更生のための指導及び支援の在り方

配偶者暴力防止法では、国及び地方公共団体が、加害者更生のための指導方法に関する調査研究の推進に努めることが規定されており（第 25 条）、平成 14（2002）年度に実施された「配偶者からの暴力の加害者更生に関する調査研究」等<sup>(41)</sup>、これまで複数回にわたって、海外の事例等の調査研究が行われてきた<sup>(42)</sup>。また、令和元（2019）年度には、現行法制度の枠内で実施可能な DV 加害者プログラムの在り方について検討が行われ<sup>(43)</sup>、これを踏まえて、令和 2（2020）年度に、広島県で DV 加害者プログラムが試行実施された<sup>(44)</sup>。

この試行実施された DV 加害者プログラムに関する報告書では、プログラムに参加する加害者のリスクアセスメント、警察・児童相談所との連携、プログラムの内容等について、今後の検討の方向性が示されている<sup>(45)</sup>。また、専門調査会報告書でも、加害者のリスクアセスメントツールの開発・妥当性の検証や児童相談所との連携等について述べられている<sup>(46)</sup>。

## (3) DV 対応と児童虐待対応の連携

令和元（2019）年に行われた配偶者暴力防止法第 4 次改正により、DV 被害者等の保護を行うに当たって、相互に連携を図りながら協力するよう努めるべき関係機関に、児童相談所が含まれることが明確化された<sup>(47)</sup>。

専門調査会報告書では、今後の課題として、支援センターと児童相談所のどちらが先に関与することになったとしても、同じ支援が受けられるよう連携を強化するため、DV 対応と児童虐待対応の関係部署の合同研修等を行うことが必要であると考えられること、支援センターは児童虐待を発見した際に児童相談所等への通告義務がある一方、児童相談所等に対して相談者の家族状況等を照会する権限がないという情報共有の在り方に関して、法整備を含めた整理が必要であること等が述べられている<sup>(48)</sup>。

## (4) 被害者の保護・自立支援や民間シェルターとの連携

本章の「3 政府の対策」で取り上げたように、政府は、DV 被害者等セーフティネット強化支援パイロット事業として、民間シェルター等の先進的な取組の支援を行っている<sup>(49)</sup>。

専門調査会報告書では、民間支援団体を、地域における支援の中に明確に位置付けた上で、財政的支援の枠組みを考えていく必要があること、婦人保護施設等の既存の施設を有効に活用

(41) 内閣府男女共同参画局「配偶者からの暴力の加害者更生に関する調査研究」2003.4. <[https://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/e-vaw/chousa/pdf/h14kaga.pdf](https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/pdf/h14kaga.pdf)>

(42) 「内閣府における加害者対応に対するこれまでの主な取組」（配偶者暴力被害者支援における機関連携及び加害者対応に関する調査研究検討会（第 2 回）資料 1-2）2019.11.18. 内閣府男女共同参画局ウェブサイト <<https://www.gender.go.jp/kaigi/kento/shien/siryu/pdf/2-1-2.pdf>>

(43) エム・アール・アイリサーチアソシエイト株式会社「配偶者暴力被害者支援における機関連携及び加害者対応に関する調査研究～地域社会内における DV 加害者プログラムの試行実施に向けて～報告書」2020.3. 同上 <[https://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/e-vaw/chousa/pdf/r0205\\_taiou\\_report.pdf](https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/pdf/r0205_taiou_report.pdf)>

(44) PwC コンサルティング合同会社「令和 2 年度配偶者暴力に係る加害者プログラムに関する調査研究事業 事業報告書」2021.3. 同上 <[https://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/e-vaw/chousa/pdf/haigusha/01.pdf](https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/pdf/haigusha/01.pdf)>

(45) 同上, pp.57-60. なお、既に加害者プログラムが導入されている欧米では、身体的暴力の再犯率の低下が示されており（心理的暴力では再犯率の低下に関する明確な結果は出ていないものの）、プログラムを行う意義は十分あるとの意見が出されている（森田展彰「DV 加害者プログラム」『心と社会』181 号, 2020.9, p.58.）。

(46) 男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会 前掲注(31), pp.35-36.

(47) 早川 前掲注(5), p.43.

(48) 男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会 前掲注(31), pp.36-37.

(49) 内閣府男女共同参画局 前掲注(26)参照。

しつつ、財政的に安定した民間シェルターが全都道府県に準備されることが望まれること等が述べられている<sup>(50)</sup>。

## II 諸外国における DV 被害の現状・法制度等の対策

次に英国、ドイツ、フランス、米国（連邦及びニューヨーク州）、韓国における DV 被害の現状・法制度等の対策について、「相談」（様々な相談機関のうち、特にヘルプライン（電話等、オンラインによる相談を行う機関）について）、「保護命令」（保護命令の種類・罰則）、「相談・被害等の件数」、「政府の対策」の4項目に分けて取り上げる。なお、これらの概要については、本稿の最後に、日本を含め、表にまとめている（別表「各国における DV 被害の現状・法制度等の対策の概要」）。

### 1 英国

2021年4月、家庭内虐待法<sup>(51)</sup> (Domestic Abuse Act 2021 (c.17)) が成立した<sup>(52)</sup>。この立法の経緯として、2017年2月、テリーザ・メイ (Theresa May) 首相 (当時) が、DA<sup>(53)</sup>に関する規定が様々な法律に分散しており<sup>(54)</sup>、全国的な法執行に一貫性がない等の問題を解決するため、新たな立法を進める方針を明らかにした<sup>(55)</sup>。2018年3月、政府は、「人々の DA 問題への意識を高めること」、「被害者に対する保護・支援の強化」、「リハビリテーションを含む加害者対応」、「全ての機関等における DA 対応の向上」の4つのテーマを挙げて、法案に関する協議 (consultation) を開始した<sup>(56)</sup>。これに対して、全国から3,200以上の回答が寄せられ<sup>(57)</sup>、これを踏まえて家庭内虐待法案が作成された。2019年7月、議会で審議が開始されたものの、同年、議会の解散に伴って廃案となり<sup>(58)</sup>、2020年3月、改めて議会における審議が開始され、2021年4月に成立した<sup>(59)</sup>。

<sup>(50)</sup> 男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会 前掲注(31), pp.37-38.

<sup>(51)</sup> 法律の適用対象は、一部の規定を除き、イングランド及びウェールズである (第89条)。

<sup>(52)</sup> 英国では、家庭内暴力 (domestic violence) の言葉が使われていたが、いわゆる「暴力」 (violence) だけが対象であるような狭い印象を与えると批判されてきたことから、domestic abuse が、法律用語として用いられるようになった (高田恭子「DVを防止する法制度のあり方」『大阪工業大学紀要』65巻2号, 2021.1, p.58.)。

<sup>(53)</sup> 本稿における英国に関する記述では、DVの代わりにDA (domestic abuse) を用いる。

<sup>(54)</sup> 例えば、2010年犯罪及び安全法 (Crime and Security Act 2010 (c.17)) では、最長期間を28日とする保護命令等について規定が置かれていた。家庭内虐待法では、この規定が廃止され、保護命令の期間の上限が撤廃された (高田 前掲注(52), p.61.)。なお、家庭内虐待法制定以前のDAに関する法制度等に関する資料として、橋爪幸代「第4章 イギリスにおける虐待・暴力に対する法制度」本澤巳代子編『家族のための総合政策4』信山社, 2017, pp.85-98がある。

<sup>(55)</sup> “Prime Minister’s plans to transform the way we tackle domestic violence and abuse,” 17 February 2017. GOV.UK website <<https://www.gov.uk/government/news/prime-ministers-plans-to-transform-the-way-we-tackle-domestic-violence-and-abuse>>

<sup>(56)</sup> “Domestic Abuse Bill consultation,” Last updated: 21 January 2019. *ibid.* <<https://www.gov.uk/government/consultations/domestic-abuse-bill-consultation>> なお、協議とは、省が白書等により施策を公表し、専門家、利害関係団体や一般公衆から意見を募集する制度である (古賀豪「英国の政府提出法案の立案過程—英国内閣府の『立法の手引き』— (資料)」『レファレンス』731号, 2011.12, p.86. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_3196934\\_po\\_073105.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3196934_po_073105.pdf?contentNo=1)>)。

<sup>(57)</sup> “Domestic abuse consultation response and draft bill,” Last updated: 24 May 2019. GOV.UK website <<https://www.gov.uk/government/publications/domestic-abuse-consultation-response-and-draft-bill>> なお、協議の結果、立法の必要がある9項目 (家庭内虐待の定義の法定等) が特定されたとしている。

<sup>(58)</sup> “Domestic Abuse Bill: Government Bill: Originated in the House of Commons, Sessions 2017-19, 2019-19.” UK Parliament website <<https://bills.parliament.uk/bills/2444/news>>

<sup>(59)</sup> “Domestic Abuse Act 2021: Government Bill: Originated in the House of Commons, Session 2019-21.” *ibid.* <<https://bills.parliament.uk/bills/2709/stages>> なお、家庭内虐待法の施行日は条文ごとに異なっており、各条文の施行日は、



## (1) 相談

DA に関する相談は様々な団体が行っているが<sup>(60)</sup>、例えば、イングランドでは、慈善団体である Refuge<sup>(61)</sup>が、24 時間・無料の電話相談である「全国家庭内虐待ヘルプライン」(National Domestic Abuse Helpline) を運営している<sup>(62)</sup>。

## (2) 保護命令

### (i) 命令の種類

家庭内虐待法では、ある者 (A) から、ある者 (B) に向けられた態度 (behaviour) が「家庭内虐待」であるとは、両者 (A・B) が共に 16 歳以上であって、互いに個人的関係 (personally connected) にあり、かつ当該態度が虐待的 (abusive) であること、と定義されている (第 1 条 (2))<sup>(63)</sup>。また、態度が虐待的であるとは、当該態度が、(a) 身体的又は性的虐待、(b) 暴力的又は脅迫的態度、(c) 支配的又は威圧的態度、(d) 経済的虐待、(e) 精神的、心理的又はその他の虐待のいずれかに該当する場合と定義されている (第 1 条 (3))。このような虐待から被害者を守るため、家庭内虐待保護通知 (domestic abuse protection notice. 以下「DA 保護通知」) と家庭内虐待保護命令 (domestic abuse protection order. 以下「DA 保護命令」) が規定されている。

DA 保護通知は、①加害者が個人的関係を有している 16 歳以上の者に対して DA を行っていること、②被害者を DA 又はその危険から保護するために通知を出す必要があること、の両方について信じるに足る合理的な理由がある場合、警察巡査長 (senior police officer)<sup>(64)</sup> が出すことができるものである (第 22 条)。通知は書面で行われ、内容として、被害者への接触禁止、被害者の住居から通知で決められた範囲内に入ってはならないこと等が決められる。なお、通知発出後、警察本部長 (chief officer of police)<sup>(65)</sup> は、治安判事裁判所 (magistrates' court)<sup>(66)</sup> に対して、DA 保護命令の申立てを行わなければならない (第 28 条)。また、当該申立てに係る治安判事裁判所の聴聞は、DA 保護通知が出されてから 48 時間以内に行われなければならない (第 29 条)。

これに対して、DA 保護命令とは、①加害者が個人的関係を有している 16 歳以上の者に対して DA を行っている可能性が高いと判断したこと (satisfied on the balance of probabilities)、②被害者を DA 又はその危険から保護するために命令が必要かつ相応であること、の両方を満たした場合、裁判所が出すことができるものである (第 32 条)。被害者本人等も申立てを行うことができ (第 28 条)、命令の内容については、被害者との接触禁止等に限らず、裁判所が被害者

“Domestic Abuse Act 2021 commencement schedule,” 2021.5.13. GOV.UK website <<https://www.gov.uk/government/publications/domestic-abuse-act-2021-commencement-schedule/domestic-abuse-act-2021-commencement-schedule>> に記載されている。

(60) “Domestic abuse: how to get help,” Last updated: 18 June 2021. *ibid.* <<https://www.gov.uk/guidance/domestic-abuse-how-to-get-help#get-help-if-you-or-someone-you-know-is-a-victim>>

(61) 慈善団体の Refuge は、内務省 (Home Office) や様々な団体から助成金 (grants) を受けており、ヘルプラインのほか、48 か所の DA 被害者の避難所 (refuges) の運営も行っている (Refuge, “Annual Report and Financial Statements 2019/2020,” 2020, pp.12, 55-57. <<https://www.refuge.org.uk/wp-content/uploads/2020/09/Refuge-Annual-Report-19-20.pdf>>).

(62) National Domestic Abuse Helpline website <<https://www.nationaldahelpline.org.uk/en>>

(63) 条文の訳については、高田 前掲注52, pp.58-61 を参照した。

(64) 警察巡査長とは、警部補 (inspector) 以上の階級の地方警察等の職員をいう (家庭内虐待法第 22 条)。

(65) 警察本部長とは、地方警察によって維持されている警察部隊の最高責任者等をいう (家庭内虐待法第 56 条)。

(66) 治安判事裁判所は、刑事事件のうち、略式起訴で足りる軽微な犯罪のほか、窃盗、薬物犯罪、押込み等の中間程度の犯罪の一部を取り扱う裁判所である (戒能通弘・竹村和也『イギリス法入門』法律文化社, 2018, pp.79-80.)。



保護の観点から必要と考える要件を課することができる（第 35 条）。また、命令の期間の上限は定められていない（第 38 条）<sup>(67)</sup>。

## （ii）罰則

警察官は、DA 保護通知に違反していると信じるに足る合理的な理由がある場合、令状なしに逮捕することができる。なお、逮捕された者は、DA 保護通知が出された後に行われる DA 保護命令の申立てに係る聴聞が行われる治安判事裁判所に、24 時間以内又はその聴聞までに、連行される（第 26 条）。

また、合理的な理由がなく、DA 保護命令によって課された要件に従わなかった場合、5 年以下の拘禁刑若しくは罰金刑又はその両方（略式起訴の場合、12 か月以下の拘禁刑若しくは罰金刑又はその両方）が科せられる（第 39 条）<sup>(68)</sup>。

## （3）相談・被害等の件数

全国家庭内虐待ヘルプラインが受けた相談電話等の件数は、2020 年の 1 月から 3 月までが月平均 8,176 件であったのに対し、同年 4 月から 2021 年 2 月までは月平均 13,162 件に増加した（約 61% の増加）<sup>(69)</sup>。

イングランド及びウェールズを対象とした犯罪調査によると、2020 年 3 月までの 1 年間の DA 被害者数（16 歳から 74 歳まで）は、推定 230 万人であり、このうち、女性が約 160 万人となっている。また、同期間における警察が記録した DA 関連の犯罪件数は、758,941 件であり、前年よりも 9% 増加している。その要因については、被害者による警察への報告の増加とともに、警察の記録の改善が考えられるとされている<sup>(70)</sup>。

また、2020 年 3 月までの 1 年間に発された DA 保護通知は 4,468 件、DA 保護命令は 6,267 件となっている<sup>(71)</sup>。

## （4）政府の対策

政府は、2010 年に、戦略ビジョン「女性・少女への暴力を終わらせる」（Call to end violence against women and girls）<sup>(72)</sup>を公表し、女性等に対する暴力への早期介入、被害者支援等の原則を明らかにした。その後、この戦略ビジョンは更新され、2016 年から 2020 年までの戦略ビジョ

<sup>(67)</sup> ただし、電子監視（加害者が裁判所の命令に従っているかをモニターするために、電子機器をつけて追跡すること（高田 前掲注<sup>52</sup>, p.61.）を課す場合は、12 か月を超えないようにしなければならない（家庭内虐待法第 38 条）。

<sup>(68)</sup> DA 保護通知・DA 保護命令違反に関する罰則のほか、DA 加害者への刑事罰に関する規定として、2015 年重大犯罪法（Serious Crime Act 2015 (c.9)）第 76 条では、親密な関係又は同居する家族関係にある者に対して、支配的又は威圧的態度（controlling or coercive behaviour）を繰り返し又は継続的に行った者は、5 年以下の拘禁刑若しくは罰金刑又はその両方に処せられると規定されている（同上, p.58.）。

<sup>(69)</sup> Refuge, “Covid Service Review 2020/21,” 2021. <<https://www.refuge.org.uk/wp-content/uploads/2021/03/Refuge-Covid-Service-Report.pdf>> なお、2019 年末の同ヘルプラインの相談件数は、1 日約 270 件であった（Refuge, *op.cit.*(61), p.1.）。

<sup>(70)</sup> “Domestic abuse in England and Wales overview: November 2020,” 25 November 2020. Office for National Statistics website <<https://www.ons.gov.uk/peoplepopulationandcommunity/crimeandjustice/bulletins/domesticabuseinenglandandwalesoverview/november2020>>

<sup>(71)</sup> “Domestic Abuse Protection Notices / Orders factsheet,” Updated 18 May 2021. GOV.UK website <<https://www.gov.uk/government/publications/domestic-abuse-bill-2020-factsheets/domestic-abuse-protection-notices-orders-factsheet>> なお、当該件数は、家庭内虐待法制定以前のものである。

<sup>(72)</sup> “Call to end violence against women and girls: Strategic vision,” 25 November 2010. *ibid.* <<https://www.gov.uk/government/publications/call-to-end-violence-against-women-and-girls-strategic-vision>>

ンでは、95 の行動計画が掲げられており、例えば、避難所の提供等を含む、DA 被害者支援に対して、期間中に 4000 万ポンド（約 54 億 8000 万円）の資金提供を行うこととしている<sup>(73)</sup>。この資金提供については、進捗報告（2019 年 3 月時点）によると、2016 年から 2018 年までの 2 年間に、258 の地方自治体を対象とする 80 のプロジェクトに対して 2000 万ポンド（約 27 億 4000 万円）の資金提供が行われており、2018 年 11 月、新たに 25,000 人以上の被害者等を助けることになるであろう 63 のプロジェクトに対して、2200 万ポンド（約 30 億 1400 万円）の資金提供が行われることが発表された<sup>(74)</sup>。

## 2 ドイツ

### (1) 相談

DV に関する相談は様々な団体が行っているが<sup>(75)</sup>、公の機関が行っているものとして、24 時間 365 日・無料・匿名で相談を行うことができる「女性に対する暴力」のヘルプライン（Hilfetelefon „Gewalt gegen Frauen“）がある。これは、連邦家庭・市民社会任務庁（Bundesamt für Familie und zivilgesellschaftliche Aufgaben (BAFzA)）が、法律に基づいて設置・運営を行っているものである<sup>(76)</sup>。

### (2) 保護命令

#### (i) 命令の種類

2002 年に施行された「暴力行為及びつきまといからの民事的保護の改善に関する法律」（Gesetz zum zivilrechtlichen Schutz vor Gewalttaten und Nachstellungen vom 11.12.2001 (BGBl. I S.3513). 以下「暴力保護法」）では、DV に関して、ある者が、故意に、他の者の身体、健康、自由又は性的自己決定を不法に侵害した場合<sup>(77)</sup>、裁判所は、被害者の申立てに基づき、それ以上の侵害を防止するために必要な措置（被害者の住居に立ち入らないように命令すること等）を講じなければならないと規定している（第 1 条）。また、被害者は、加害者に対し、共同で使用していた住居の明渡しを求めることもできる（第 2 条）<sup>(78)</sup>。

また、州（ラント）における警察法では、加害者に対し、裁判所による保護命令の前に、警察が住居からの退去処分等を発出できることを規定しているところもある<sup>(79)</sup>。

(73) 行動計画の 33 番に記載されている（“Ending violence against women and girls strategy: 2016 to 2020 (accessible version),” Updated 21 July 2021. *ibid.* <<https://www.gov.uk/government/publications/strategy-to-end-violence-against-women-and-girls-2016-to-2020/ending-violence-against-women-and-girls-strategy-2016-to-2020-accessible-version>>）。

(74) HM Government, “Ending Violence against Women and Girls Action Plan 2016 - 2020 (Progress Update),” Update March 2019, pp.22-23. *ibid.* <[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/783190/VAWG\\_Progress\\_Update\\_Web\\_Accessible.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/783190/VAWG_Progress_Update_Web_Accessible.pdf)>

(75) 女性に対する暴力に関する専門的な相談センターは、以下のウェブサイトで検索できる。“Fachberatungsstellensuche.” Frauenhauskoordinierung website <<https://www.frauenhauskoordinierung.de/hilfe-bei-gewalt/fachberatungsstellensuche/>>

(76) “Telefon-Beratung.” Hilfetelefon website <<https://www.hilfetelefon.de/das-hilfetelefon/beratung/telefon-beratung.html>>; Gesetz zur Einrichtung und zum Betrieb eines bundesweiten Hilfetelefons „Gewalt gegen Frauen“ (Hilfetelefontgesetz - HilfetelefonG) vom 7. März 2012 (BGBl. I S.448).

(77) ドイツにおける DV は、身体的暴力のほか、精神的暴力や性的暴力等も対象としている（“Häusliche Gewalt: Wie Polizei und Recht Betroffenen helfen.” Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend website <<https://staerker-als-gewalt.de/gewalt-erkennen/haeusliche-gewalt-erkennen/haeusliche-gewalt-wie-polizei-und-recht-betroffenen-helfen>>）。

(78) 齋藤純子「ドイツのストーキング対策立法—「暴力保護法」と「つきまとい処罰法」—」『外国の立法』233 号, 2007.9, pp.118-119. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_1000303\\_po\\_023304.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000303_po_023304.pdf?contentNo=1)> なお、裁判所は命令を出す際、期間を付すが、その期間は延長することができる。

(79) 暴力保護法の成立後、連邦内の各州において、警察法を改正し、住居からの退去処分を導入する動きがあった

## (ii) 罰則

裁判所による保護命令に違反した場合、1年以下の自由刑又は罰金刑に処せられる(第4条)<sup>(80)</sup>。

## (3) 相談・被害等の件数

「女性に対する暴力」のヘルプラインの相談件数(2020年)は、約51,400件であり、前年の約44,700件と比べて約15%増加した<sup>(81)</sup>。また、同ヘルプラインは、2013年3月の開設以来、8年間で、約281,000回の電話、メール、チャット等を用いた相談に対応している<sup>(82)</sup>。

連邦刑事庁(Bundeskriminalamt)が公表しているDVに関する報告書によれば、パートナーによる暴力被害者数(2019年)は、141,792人(男性が26,889人、女性が114,903人)であり、前年よりも1,037人(約0.7%)増加している<sup>(83)</sup>。

また、保護命令に対する違反(暴力保護法第4条違反)の容疑者数(2019年)は、6,265人(男性が5,770人、女性が495人)であり、前年よりも333人(約5.6%)増加している<sup>(84)</sup>。

## (4) 政府の対策

連邦政府は、2018年に公表した「女性に対する暴力に共に反対する」(Gemeinsam gegen Gewalt an Frauen)<sup>(85)</sup>という行動計画を実施している。この行動計画は、暴力の被害を受けた女性に対する必要な支援等を政府に義務付けた欧州評議会イスタンブール条約の批准(2017年)等を受けて、行われているものである<sup>(86)</sup>。

行動計画の下、暴力の被害を受けた女性が、速やかな保護や専門家の支援等を得られるようにするため、2018年から、連邦政府・州政府・地方自治体の代表者による会合が開催されている。会合の結果、連邦政府は、被害者の避難所の建設、改修等のため、2020年から2024年まで、毎年、3000万ユーロ(約36億3000万円)の資金を提供するプログラムを行うこととなっ

---

ことについて、公文孝佳「第5節 ドイツにおけるDV事例の処理」法執行研究会編『法はDV被害者を救えるか—法分野協働と国際比較—』商事法務、2013、pp.416-433に詳しく述べられている。具体例として、ニーダーザクセン州の場合、警察は、最大14日間、住居からの退去処分を出すことができる(被害者が、暴力保護法に規定されている保護命令の申請を行った場合、当該期間は10日延長される(州警察法(Niedersächsisches Polizei- und Ordnungsbehördengesetz (NPOG))第17a条))。

<sup>(80)</sup> 保護命令違反に対する罰則に関連して、DV加害者への刑事罰について特別な規定はなく、刑法典(Strafgesetzbuch (StGB))で規定されている身体的危害(第223条)等の一般的な規定が適用される(“Häusliche Gewalt: Wie Polizei und Recht Betroffenen helfen,” *op.cit.* (77))。

<sup>(81)</sup> Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend, Bundesamt für Familie und zivilgesellschaftliche Aufgaben, “Jahresbericht des Hilfetelefon Gewalt gegen Frauen 2020,” 2021, pp.4, 28. <[https://www.hilfetelefon.de/fileadmin/content/04\\_Materialien/1\\_Materialien\\_Bestellen/Jahresberichte/2020/501\\_Jahresbericht\\_2020\\_web.pdf](https://www.hilfetelefon.de/fileadmin/content/04_Materialien/1_Materialien_Bestellen/Jahresberichte/2020/501_Jahresbericht_2020_web.pdf)>

<sup>(82)</sup> “Zahlen und Fakten.” Hilfetelefon website <<https://www.hilfetelefon.de/das-hilfetelefon/zahlen-und-fakten.html>>

<sup>(83)</sup> Bundeskriminalamt, “Partnerschaftsgewalt: Kriminalstatistische Auswertung - Berichtsjahr 2019,” 2020.11, pp.3-4. <[https://www.bka.de/SharedDocs/Downloads/DE/Publikationen/JahresberichteUndLagebilder/Partnerschaftsgewalt/Partnerschaftsgewalt\\_2019.pdf?\\_\\_blob=publicationFile&v=2](https://www.bka.de/SharedDocs/Downloads/DE/Publikationen/JahresberichteUndLagebilder/Partnerschaftsgewalt/Partnerschaftsgewalt_2019.pdf?__blob=publicationFile&v=2)>

<sup>(84)</sup> *ibid.*, p.14.

<sup>(85)</sup> “Dr. Franziska Giffey kündigt Aktionsprogramm gegen Gewalt an Frauen an.” Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend website <<https://www.bmfsfj.de/bmfsfj/aktuelles/reden-und-interviews/dr-franziska-giffey-kuendigt-aktionsprogramm-gegen-gewalt-an-frauen-an-130790>>

<sup>(86)</sup> “Das Aktionsprogramm „Gemeinsam gegen Gewalt an Frauen.“” *ibid.* <<https://staerker-als-gewalt.de/initiative/das-aktionsprogramm-gemeinsam-gegen-gewalt-an-frauen>> なお、イスタンブール条約に関しては、森秀勲「欧州評議会イスタンブール条約—DV及び女性に対する暴力への対応—」『立法と調査』425号、2020.7、pp.28-41. <[https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou\\_chousa/backnumber/2020pdf/20200708028.pdf](https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2020pdf/20200708028.pdf)> 参照。



た。また、被害者の避難所等に関する業務については、連邦法による財政的な保障を行うことで合意した<sup>(87)</sup>。

### 3 フランス

#### (1) 相談

DV に関する相談は様々な団体が行っているが<sup>(88)</sup>、全国規模の電話相談窓口として、全国女性連帯連盟 (Fédération Nationale Solidarité Femmes (FNSF))<sup>(89)</sup> が運営している、匿名・無料の電話相談である「全国共通電話」がある。

#### (2) 保護命令

##### (i) 命令の種類

同居の有無を問わず、カップル (婚姻、民事連帯契約 (PACS)<sup>(90)</sup> や内縁関係) 間における暴力が被害者等を危険にさらす場合、被害者又はその同意を受けた検察官が申立てを行い、これを受けた家族事件裁判官<sup>(91)</sup> が、保護命令を発出することができる (民法典第 515-9 条)。なお、暴力の形態 (身体的暴力、性的暴力、心理的暴力等) については、限定がない<sup>(92)</sup>。

保護命令の内容は、裁判官が指定する者への加害者の接触や連絡の禁止、夫婦の別居の決定等 (同法典第 515-11 条) である<sup>(93)</sup>。命令の期間の上限は 6 か月となっているが、期間中に離婚等の申立てがなされた場合、延長することができる (同法典第 515-12 条)。

##### (ii) 罰則

保護命令違反に対する罰則は、2 年の拘禁刑及び 15,000 ユーロ (約 182 万円) の罰金刑である (刑法典第 227-4-2 条)<sup>(94)</sup>。

<sup>(87)</sup> “Mehr Schutz und weitere Hilfen für Opfer von häuslicher Gewalt,” 27. Mai 2021. Bundesregierung website <<https://www.bundesregierung.de/breg-de/suche/bilanz-runder-tisch-1918584>>

<sup>(88)</sup> “Aide à la victime,” *Violence conjugale*, Vérifié le 27/04/2021. Ministère de l’Intérieur website <<https://www.demarches.interieur.gouv.fr/particuliers/violence-conjugale>> には、全国共通電話等の DV 被害者支援団体の一覧が記載されている。

<sup>(89)</sup> 全国女性連帯連盟は、女性への暴力との闘いに関わる全国 70 以上の団体から成る組織であり、1992 年、政府の委託を受けて常設の「全国共通電話」を開設し、以来、当該電話相談を運営してきた (檜尾恭代「フランスにおけるドメスティック・バイオレンス被害者支援」『愛知県立大学大学院国際文化研究科論集』11 号, 2010.3, p.75; “Publication du rapport sur l’activité du 3919 en 2019.” Solidarité Femmes website <<https://www.solidaritefemmes.org/publication-rapport-3919>> )。

<sup>(90)</sup> 異性又は同性の 2 人の成年者が、共同生活を営むために締結する契約であり、公示され、婚姻に準じた一定の法的保護が与えられる (民法典第 515-1 条以下) ものである (法務省大臣官房司法法制部「フランス民事執行法典 (法律部・規則部)」『法務資料』466 号, 2018.2, p.75.)。

<sup>(91)</sup> 大審裁判所 (全国に約 170 か所存在し、民事事件の第一審を一般的に管轄する裁判所) に置かれ、離婚・別居、扶養義務、親権行使、子の姓名の変更等を管轄する (三輪和宏「フランスにおける児童虐待防止制度」『レファレンス』775 号, 2015.8, pp.85, 107. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_9484230\\_po\\_077504.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9484230_po_077504.pdf?contentNo=1)> )。

<sup>(92)</sup> 長谷川総子「フランスの 2010 年ドメスティック・バイオレンス対策法」『外国の立法』258 号, 2013.12, pp.52, 62. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_8382750\\_po\\_02580005.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8382750_po_02580005.pdf?contentNo=1)>

<sup>(93)</sup> 2019 年の法改正 (LOI n° 2019-1480 du 28 décembre 2019 visant à agir contre les violences au sein de la famille) により、裁判所は、関連の法廷の開催日程を決定してから 6 日以内に保護命令を発出するものと規定された (三輪和宏「【フランス】家庭内暴力に対抗するための法律の制定」『外国の立法』285-1 号, 2020.10, p.23. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11553730\\_po\\_02850109.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11553730_po_02850109.pdf?contentNo=1)> )。

<sup>(94)</sup> 保護命令違反に関する罰則のほか、DV 加害者への刑事罰として、DV 行為に対する加重規定が定められており、例えば、強姦 (刑法典第 222-23 条) の通常の法定刑は 15 年の拘禁刑であるが、配偶者等が行った場合は 20 年の拘禁刑となっている (同法典第 222-24 条)。



### (3) 相談・被害等の件数

フランスにおいて、全国共通電話が受けた相談件数（2020年）は、164,957件であり、前年の96,799件から約70%増加した<sup>(95)</sup>。

治安当局が把握した家庭内における暴行等の事件数（2020年）は、131,200件であり、前年の119,800件よりも約9.5%増加した<sup>(96)</sup>。

また、家族事件裁判官に対する保護命令の申立件数（2018年）は、約3,400件であり、前年の約3,140件と比べて約8%増加している<sup>(97)</sup>。

### (4) 政府の対策

2019年9月、政府は家庭内暴力に対するグレネルを立ち上げるとともに<sup>(98)</sup>、エドゥアール・フィリップ（Édouard Philippe）首相（当時）が、10の緊急対策を発表した<sup>(99)</sup>。グレネルには、同年11月の終了までに、4,550人が参加し、その成果として、政府は女性に対する暴力に関する30の対策を発表した。これには、全国共通電話の24時間化、DV被害者に対する警察等の対応に関する教育の充実等が含まれており、これらの対策に係る資金として、3億6千万ユーロ（約435億6000万円）以上が提供されるとした<sup>(100)</sup>。

## 4 米国

### (1) 相談

連邦法では、保健福祉省（Department of Health and Human Services）の長官が、DVに関する24時間・全国・無料の電話相談（全国DVホットライン。National Domestic Violence Hotline）を運営する1以上の民間団体に対し、助成金を出さなければならないことが規定されており<sup>(101)</sup>、現在、テキサス州にある非営利団体（団体名もホットライン名と同じNational

<sup>(95)</sup> “+ 23% d’appels traités sur la ligne d’écoute du 3919 en 2020,” 09/06/2021. Fédération Nationale Solidarité Femmes website <<https://www.solidaritefemmes.org/actualites/3919-en-2020>> なお、2018年に全国共通電話が受けた相談件数は66,824件であり、2019年（96,799件）はこれと比べて約45%増加となっている（Fédération Nationale Solidarité Femmes, *Observatoire: Extrait de l’Analyse Globale des données issues des appels au « 3919-Violences Femmes Info » Année 2019*, Novembre 2020, p.7. <<https://www.solidaritefemmes.org/upload/FNSF-donn%C3%A9es-chiffre%C3%A9es-3919-2019.pdf>>）。

<sup>(96)</sup> Service statistique ministériel de la sécurité intérieure, “Insécurité et délinquance en 2020: bilan statistique,” Avril 2021, p.12. <<https://www.interieur.gouv.fr/content/download/127248/1017190/file/Ins%C3%A9curit%C3%A9%20et%20d%C3%A9linquance%20en%202020%20-%20bilan%20statistique.pdf>>

<sup>(97)</sup> Maud Guillonnet, “Les décisions d’ordonnance de protection prononcées en 2016,” *Infostat Justice*, No.171, Septembre 2019, p.1. Ministère de la justice website <[http://www.justice.gouv.fr/art\\_pix/stat\\_Infostat\\_171.pdf](http://www.justice.gouv.fr/art_pix/stat_Infostat_171.pdf)>

<sup>(98)</sup> “Un Grenelle et des mesures fortes contre les violences conjugales,” 3 Septembre 2019. Gouvernement France website <<https://www.gouvernement.fr/un-grenelle-et-des-mesures-fortes-contre-les-violences-conjugales>> なお、グレネル（Grenelle）は、各社会セクターの代表者による大規模な会合を意味する表現である（山野宏太郎「2 フランス」『海洋資源・エネルギーをめぐる科学技術政策—科学技術に関する調査プロジェクト調査報告書—』（調査資料2012-6）国立国会図書館, 2013, p.97. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_8111683\\_po\\_20120606.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8111683_po_20120606.pdf?contentNo=1)>）。

<sup>(99)</sup> Gouvernement France, “Clôture du Grenelle contre les violences conjugales,” 25 Novembre 2019, pp.6-7. <[https://www.gouvernement.fr/sites/default/files/document/document/2019/11/dossier\\_de\\_presse\\_-\\_cloture\\_du\\_grenelle\\_contre\\_les\\_violences\\_conjugales\\_-\\_25.11.2019.pdf](https://www.gouvernement.fr/sites/default/files/document/document/2019/11/dossier_de_presse_-_cloture_du_grenelle_contre_les_violences_conjugales_-_25.11.2019.pdf)> 10の緊急対策には、DV被害者保護のため、2020年1月1日から、新たに1,000の宿泊場所を確保すること等が掲げられている。

<sup>(100)</sup> *ibid.*, pp.5, 9-10, 15. このうち、全国共通電話の24時間化については、2021年6月、平日の24時間化が開始された（“3919 – Violences Femmes Info: une ouverture 24/24 en semaine dès le 28 juin,” 29/06/2021. Fédération Nationale Solidarité Femmes website <<https://www.solidaritefemmes.org/actualites/3919-violences-femmes-info-une-ouverture-24-24-en-semaine-d%C3%A8s-le-28-juin>>）。

<sup>(101)</sup> 合衆国法典第42編第10413条。長官の定義については、同編第10402条。

Domestic Violence Hotline である。)と同ホットラインの運営に関する合意(2025年度末まで)が結ばれている<sup>(102)</sup>。

州規模で DV に関する電話相談を行っているものとして、ニューヨーク州の場合、24 時間、電話等により相談を行うことができる、州 DV 性暴力ホットライン (New York State Domestic and Sexual Violence Hotline) がある<sup>(103)</sup>。

## (2) 保護命令

### (i) 連邦

連邦法では、ある州において出された保護命令は、他州においても十分な信頼と信用が与えられなければならない、あたかも自州において出されたかのように執行されなければならない旨が規定されている<sup>(104)</sup>。また、暴力、接触等を禁止する保護命令に違反する行為を行う目的を持って州境を越境し、引き続いて保護命令に違反する行為を行った者等を処罰することとしており、最も重いものは終身刑(被害者が死亡した場合)、最も軽いものは5年以下の拘禁刑(又は罰金刑との併科)が定められている<sup>(105)</sup>。

### (ii) ニューヨーク州

ニューヨーク州の場合、保護命令 (order of protection) には、民事・刑事の保護命令がある。民事の保護命令は<sup>(106)</sup>、DV を受けた被害者自身が<sup>(107)</sup>、家庭裁判所に対して申立てを行うものであり、家庭裁判所は保護命令を出すとともに、子供の養育費等について決定を下すことができる。一方、刑事の保護命令は、DV 事件を受けて加害者が逮捕された場合に、検察官等が刑事裁判所に対して申立てを行うものである。両者を比較すると、前者の方が、DV に関して、より低い程度の証明で足り、一時的(緊急的)な保護命令が認められやすいとされる<sup>(108)</sup>。

民事の保護命令は、配偶者等の住居等から離れること等を命じるものであり、期間は最長2年(被害者が身体的傷害を受けた等の加重事由 (aggravating circumstances) が存在する場合、最長5年)<sup>(109)</sup>、刑事の保護命令も、配偶者等の住居等から離れること等を命じるものであり、期間は最長2年(重罪の有罪判決があった場合は最長8年)となっている<sup>(110)</sup>。

<sup>(102)</sup> Adrienne L. Fernandes-Alcantara and Kara Clifford Billings, "Family Violence Prevention and Services Act (FVPSA): Background and Funding," *CRS Report*, R42838, January 12, 2021, pp.15-16. <<https://crsreports.congress.gov/product/pdf/R/R42838>>

<sup>(103)</sup> "Important News." New York State Office for the Prevention of Domestic Violence website <<https://opdv.ny.gov/index.html>>

<sup>(104)</sup> 合衆国法典第18編第2265条。

<sup>(105)</sup> 合衆国法典第18編第2262条。保護命令違反に関する罰則のほか、DV 加害者への刑事罰として、保護命令が出されていなくても、配偶者等に対する殺害、脅迫等を行う目的を持って州境を越境し、暴力犯罪等を行った者等を処罰する規定も設けられており、刑罰について最も重いものは終身刑(被害者が死亡した場合)、最も軽いものは5年以下の拘禁刑(又は罰金刑との併科)となっている(同編第2261条)。

<sup>(106)</sup> 各州における民事の保護命令について、DV の定義・申立者等が一覧にまとめられているものとして、American Bar Association, "Domestic Violence Civil Protection Orders (CPOs)," 6/2020. <[https://www.americanbar.org/content/dam/aba/administrative/domestic\\_violence1/Charts/cpo2020.pdf](https://www.americanbar.org/content/dam/aba/administrative/domestic_violence1/Charts/cpo2020.pdf)> がある。

<sup>(107)</sup> ニューヨーク州における DV は、身体的暴力に限定されず、脅迫や性的暴力等、パートナーをコントロールしようとして用いる様々な方法をいう(松村歌子「DV 防止法の課題と加害者への働きかけのあり方—ニューヨーク州の DV 施策を手掛かりに—」『法と政治』70巻1号, 2019.5, pp.414-415.)。

<sup>(108)</sup> 同上, pp.422-424; "What Is an Order of Protection and Where Can You Get One?" New York State Office for the Prevention of Domestic Violence website <<https://opdv.ny.gov/help/fss/part23.html>>

<sup>(109)</sup> 州家庭裁判所法第842条。"SECTION 842 Order of protection." New York State Senate website <<https://www.nysenate.gov/legislation/laws/FCT/842>>

<sup>(110)</sup> 州刑事訴訟法第530.12条(5)等。"SECTION 530.12 Protection for victims of family offenses." *ibid.* <<https://www.nysenate.gov/legislation/laws/CPL/530.12>>

また、保護命令違反は法廷侮辱罪に当たり、当該罪で有罪となった場合、最長7年の拘禁刑が科せられる場合がある<sup>(111)</sup>。

### (3) 相談・被害等の件数

全国 DV ホットラインが電話・チャット等を通じて相談を受けた件数（2020年）は、636,968件であり、前年と比べて約2.3%、2015年と比べて約46%増加した<sup>(112)</sup>。また、ニューヨーク州において、州 DV 性暴力ホットラインが電話を通じて相談を受けた件数（2018年）は7,696件である<sup>(113)</sup>。なお、ニューヨーク州内では、州 DV 性暴力ホットラインとは別に、ニューヨーク市や郡（county）においても様々なホットラインが運営されており、これらのホットラインが相談を受けた件数（2019年）は、計312,766件となっている<sup>(114)</sup>。

連邦司法省の統計によると、DV被害の推計者数（2019年）は、1,164,540人であり、12歳以上の人口1,000人当たり4.2人となっている<sup>(115)</sup>。また、ニューヨーク州に関して、ニューヨーク市において警察が対応したDV事件数（2020年）は、233,006件となっており<sup>(116)</sup>、ニューヨーク市以外の地域において警察が対応したDV事件数（2018年）は、182,893件となっている<sup>(117)</sup>。

### (4) 政府の対策

連邦政府（保健福祉省）は、1984年に制定された「家庭内暴力防止及びサービス法」（Family Violence Prevention and Services Act, FVPSA (P.L.98-457)）に基づいて、現在、主に3つの活動に対して、関係団体への資金提供等を行っている。3つの活動とは、DV被害者の避難所（Shelters）への支援等、全国 DV ホットライン、DVの予防の強化等<sup>(118)</sup>である。資金提供の金額について、2021年度予算では、総額2億100万ドル（約217億800万円）が計上されており、内訳は、DV被害者の避難所の支援等が1億8250万ドル（約197億1000万円）、全国 DV ホットラインが1300万ドル（約14億400万円）、DVの予防の強化等が550万ドル（約5億9400万円）となっている<sup>(119)</sup>。

(111) “Violation of an Order of Protection.” New York State Unified Court System website <<https://www.nycourts.gov/Courthelp/Safety/violatingOP.shtml>>

(112) National Domestic Violence Hotline, “2020 A Year of Impact.” <[https://www.thehotline.org/wp-content/uploads/media/2021/06/Hotline-EOY-Impact-Report-2020\\_FINAL.pdf](https://www.thehotline.org/wp-content/uploads/media/2021/06/Hotline-EOY-Impact-Report-2020_FINAL.pdf)>

(113) New York State Office of Children and Family Services, “New York State Domestic & Sexual Violence Hotline,” p.1. <[https://opdv.ny.gov/help/hotline/data/2018\\_hotline\\_data\\_sheet.pdf](https://opdv.ny.gov/help/hotline/data/2018_hotline_data_sheet.pdf)>

(114) New York State Office of Children and Family Services, “The Domestic Violence Prevention Act: 2019 Report to the Governor and Legislature,” 2019, p.4. <<https://ocfs.ny.gov/reports/dvpa/2019-DV-Annual-Report.pdf>>

(115) Rachel E. Morgan and Jennifer L. Truman, “Criminal Victimization, 2019,” *Bulletin*, NCJ22513, September 2020, p.5. United States Bureau of Justice Statistics website <<https://www.bjs.gov/content/pub/pdf/cv19.pdf>> なお、当該資料によれば、2018年の被害者数（1,333,050人）、人口1,000人当たりの人数（4.8人）と比べると減少しているが、統計的に有意な変化ではないとされている。

(116) New York City Mayor’s Office to End Domestic and Gender-Based Violence, “ENDGBV 2020 Domestic Violence Fact Sheet.” <[https://www1.nyc.gov/assets/ocdv/downloads/pdf/2020\\_Annual\\_Fact\\_Sheet.pdf](https://www1.nyc.gov/assets/ocdv/downloads/pdf/2020_Annual_Fact_Sheet.pdf)>

(117) New York State Office for the Prevention of Domestic Violence, “New York State Domestic Violence Dashboard 2018,” October 2019, p.2. <<https://opdv.ny.gov/statistics/nydata/docs/opdv-2018-dv-dashboard.pdf>> なお、当該資料では（p.3.）、ニューヨーク州で出された保護命令の件数（2018年に228,769件）等についても記載している。

(118) 保健福祉省に属する米国疾病予防管理センター（Centers for Disease Control and Prevention: CDC）が、DVの予防の強化等に関するプロジェクト（Domestic Violence Prevention Enhancement and Leadership Through Alliances: DELTA）の管理等を行っている（“About DELTA Impact,” September 16, 2019. CDC website <<https://www.cdc.gov/violenceprevention/intimatepartnerviolence/delta/impact/index.html>>）。

(119) Fernandes-Alcantara and Billings, *op.cit.*<sup>(102)</sup>, pp.9-11.



ニューヨーク州では、州 DV 性暴力ホットライン等に対して、年間約 200 万ドル（約 2 億 1600 万円）の助成金が出されている<sup>(120)</sup>。また、DV 事件を専ら扱う DV 裁判所（DV court）が置かれ<sup>(121)</sup>、被害者保護とともに、加害者に対する治療プログラム等が実施されている<sup>(122)</sup>。

## 5 韓国

### (1) 相談

1998 年に施行された「家庭内暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（가정폭력방지 및 피해자보호 등에 관한 법률。以下「家庭内暴力防止法」）において、女性家族部長官等は、緊急電話センターを設置・運営しなければならないと規定されている（第 4 条の 6）。現在、女性家族部に属する韓国女性人権振興院が中央センターの役割を担い、全国 17 か所のセンターにおいて、365 日・24 時間対応を行っている<sup>(123)</sup>。

### (2) 保護命令

#### (i) 命令の種類

1998 年に施行された「家庭内暴力犯罪の処罰等に関する特例法」（가정폭력범죄의 처벌 등에 관한 특례법。以下「家庭内暴力処罰法」）では<sup>(124)</sup>、「保護処分」と「保護命令」が規定されている<sup>(125)</sup>。保護処分に関しては、検察官が事件の性質、動機、結果等を踏まえ、加害者に対して刑事罰の代わりに、保護処分を課すことが相当であると判断した場合、当該事件は家庭裁判所へ送致される（第 9 条・第 11 条）。家庭裁判所は、審理の結果、必要であると認める場合、接近行為の制限、電話・メール等による接触行為の制限、社会奉仕・受講の命令等、8 種類の保護処分を課することができる。なお、保護処分の期間は最長 6 か月（社会奉仕・受講の命令等については最長 200 時間）である（第 40 条・第 41 条）。

一方、保護命令は、検察官のほか、被害者も申立てを行うことができ、家庭裁判所が要否を決定する。保護命令の内容は、被害者の住居等から 100 メートル以内への接近禁止、電話・メール等による接触禁止等である（第 55 条の 2）。保護命令の期間は最長 1 年であるが、被害者保護に必要な場合は、2 か月単位で最長 3 年まで延長できる（第 55 条の 3）。

(120) “OPDV Funding.” New York State Office for the Prevention of Domestic Violence website <<https://opdv.ny.gov/aboutopdv/funding.html>>

(121) “Domestic Violence (DV) & Integrated Domestic Violence (IDV) Courts.” New York State United Court System website <<https://ww2.nycourts.gov/Admin/OPP/dv-idv/index.shtml>>

(122) 井上匡子「ニューヨーク州（アメリカ合衆国）の DV 施策の特徴」同ほか『外国の DV 施策に学ぶ—包括的な DV 施策の構築のために—』（第 109 回女性に対する暴力に関する専門調査会 資料 4）2020.9.30. <<https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/boryoku/siryo/pdf/bo109-1.pdf>> なお、加害者に対するプログラム等は、非営利組織である Center for Court Innovation との協働で実施されている。

(123) 片桐由喜「第 2 章 韓国における家族間暴力防止法制」本澤編 前掲注(54), pp.32-33; 「지원기관 목록보기 (支援機関の一覧)」한국여성인권진흥원 (韓国女性人権振興院) ウェブサイト <[https://www.stop.or.kr/modedg/contents/View.do?ucont\\_id=CTX000090&srch\\_menu\\_nix=13vdU8Xo](https://www.stop.or.kr/modedg/contents/View.do?ucont_id=CTX000090&srch_menu_nix=13vdU8Xo)> また、家庭内暴力防止法では、国や地方公共団体が、家庭内暴力の相談や緊急保護を必要とする被害者等の一時的な保護を行う相談所を設けることができることが規定されている（第 5 条・第 6 条）。

(124) 家庭内暴力処罰法及び家庭内暴力防止法制定の背景、概要等については、白井京「韓国の女性関連法制—男女平等の実現に向けて—」『外国の立法』226 号, 2005.11, pp.120-123. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_1000387\\_po\\_022605.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000387_po_022605.pdf?contentNo=1)> を参照。

(125) 家庭内暴力処罰法第 2 条では、家庭内暴力について、家庭構成員間での身体的、精神的又は財産上の被害を伴う行為と定義している。また、家庭構成員については、配偶者又は配偶者であった者（事実婚を含む）、自己又は配偶者の直系尊卑属関係者、同居する親族等と定義している（片桐 前掲注(123), pp.29-30.）。なお、家庭内暴力防止法は、この定義規定を引用しているため、両法における家庭内暴力の対象は同じである。



## (ii) 罰則

保護処分や保護命令を履行しない場合、2年以下の懲役刑、2000万ウォン（182万円）以下の罰金刑又は拘留に処せられる（家庭内暴力処罰法第63条）<sup>(126)</sup>。

## (3) 相談・被害等の件数

緊急電話センターが対応した相談件数（2019年）は、353,947件（うち、家庭内暴力関係は206,885件）であり、2009年の190,859件（うち、家庭内暴力関係は65,074件）と比べて1.9倍に増加している<sup>(127)</sup>。

また、家庭内暴力の検挙件数（2019年）は、50,279件となっており、前年の41,905件と比べて約20%増加している<sup>(128)</sup>。

また、保護処分の件数（2019年）は、13,360件であり、前年の10,936件と比べて約22%増加している<sup>(129)</sup>。

## (4) 政府の対策

韓国では、2019年、女性に対する暴力の根絶に向けた包括的な対策を講じるため、「女性に対する暴力防止基本法」(여성폭력방지기본법)が制定された<sup>(130)</sup>。この法律に基づき、DV対策等を含む「第1次女性に対する暴力防止政策基本計画(2020年～2024年)」が策定されている<sup>(131)</sup>。同計画に基づく2021年の実施計画には、家庭内暴力の被害者支援の強化として、被害者支援関係機関(緊急電話センター、警察等)会議の実施、相談所等の被害者支援施設の職員増等が示されており、2021年予算は331億4500万ウォン(約30億1600万円)と、前年の予算(315億800万ウォン(約28億6700万円))と比べて5.2%増加した<sup>(132)</sup>。

## Ⅲ 新型コロナウイルス感染症拡大後の国内外における DV 被害の現状と対策

「はじめに」で取り上げたように、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出自粛で在宅時間が長くなったこと等を背景として、日本国内におけるDVの相談件数が増加したこと

<sup>(126)</sup> DV加害者への刑事罰に関しては、刑法で規定されている傷害、暴行等の罪の規定が配偶者等からの行為に対しても適用される(内閣府男女共同参画局「東アジアにおける配偶者からの暴力の加害者更生に関する調査研究報告書」2008.7, pp.65-67. <[https://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/e-vaw/chousa/pdf/9\\_korea.pdf](https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/pdf/9_korea.pdf)>)。

<sup>(127)</sup> “Women’s Lives through Statistics in 2020,” 2020.9.2. Statistics of Korea website <<https://kostat.go.kr/portal/eng/pressReleases/13/1/index.board?bmode=download&bSeq=&aSeq=385880&ord=1>> また、相談所(前掲注<sup>(126)</sup>参照)における相談件数(2019年)は、421,916件(2018年は394,192件)であり、全国約200か所で、常勤871人、非常勤等1,149人で対応を行った(「가정폭력 피해자 지원사업 운영실적 보고(家庭内暴力の被害者支援施設の実績報告)」2021.1.20, p.1. e-나라지표(e-国家統計) <[https://www.index.go.kr/potal/main/EachDtlPageDetail.do?idx\\_cd=1594](https://www.index.go.kr/potal/main/EachDtlPageDetail.do?idx_cd=1594)>)。

<sup>(128)</sup> 「경찰청\_가정폭력 검거 및 조치현황\_20191231」2020.8.19. 공공데이터 포털(国家データポータル)ウェブサイト <<https://www.data.go.kr/data/15037060/fileData.do>>

<sup>(129)</sup> 법원행정처『2020 사법연감』2020.9, pp.738-739. 대한민국 법원(韓国裁判所)ウェブサイト <[https://www.scourt.go.kr/img/pub/jur\\_2020\\_Book7.pdf](https://www.scourt.go.kr/img/pub/jur_2020_Book7.pdf)>

<sup>(130)</sup> 藤原夏人「韓国の女性暴力防止基本法」『外国の立法』281号, 2019.9, pp.59-67. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11345899\\_po\\_02810003.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11345899_po_02810003.pdf?contentNo=1)>

<sup>(131)</sup> 「제1차 여성폭력방지정책 기본계획(2020년～2024년)」2020.2.26. 여성가족부(女性家族部)ウェブサイト <[http://www.mogef.go.kr/mp/pcd/mp\\_pcd\\_s001d.do?mid=plc504&bbtSn=704312](http://www.mogef.go.kr/mp/pcd/mp_pcd_s001d.do?mid=plc504&bbtSn=704312)>

<sup>(132)</sup> 「제1차 여성폭력방지정책 기본계획(2020년～2024년) 2021년도 시행계획」2021.4.2, pp.213-214. 同上 <[http://www.mogef.go.kr/mp/pcd/mp\\_pcd\\_s001d.do?mid=plc504&bbtSn=704340](http://www.mogef.go.kr/mp/pcd/mp_pcd_s001d.do?mid=plc504&bbtSn=704340)>

が報じられている<sup>(133)</sup>。ここでは、感染が拡大した 2020 年以降の日本及び諸外国における DV 被害の現状と対策について取り上げる。

## 1 相談・被害等の件数

### (1) 日本

DV の相談件数に関しては、第 I 章の「2 相談・被害等の件数」で取り上げたとおり、令和 2（2020）年度における支援センター等への相談件数は、190,030 件（前年度は 119,276 件）と過去最多となっている<sup>(134)</sup>。なお、相談件数の内訳は、支援センターへの相談が 137,333 件、令和 2（2020）年 4 月 20 日から運用が開始された「DV 相談+」への相談が 52,697 件となっており<sup>(135)</sup>、支援センターへの相談件数のみを比較しても、前年度よりも増加している。

### (2) 諸外国

英国において、全国家庭内虐待ヘルプラインが受けた相談電話等の件数は、第 II 章の「1 英国（3）相談・被害等の件数」で取り上げたとおり、2020 年の 1 月から 3 月までが月平均 8,176 件であったのに対し、同年 4 月から 2021 年 2 月までは月平均 13,162 件に増加した（約 61% の増加）<sup>(136)</sup>。また、統計局によると、2020 年 3 月から 6 月までの間に警察が記録した DA 関連の犯罪件数は 259,324 件であり、2019 年及び 2018 年の同時期と比べてそれぞれ約 7%、約 18% 増加している。ただし、近年、警察が記録した DA 関連の犯罪件数が増加傾向にあるため、この増加が新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によるものかどうかは断定できないとしている<sup>(137)</sup>。

ドイツにおいて、「女性に対する暴力」のヘルプラインの相談件数（2020 年）は、第 II 章の「2 ドイツ（3）相談・被害等の件数」で取り上げたとおり、約 51,400 件であり、前年の約 44,700 件と比べて約 15% 増加した<sup>(138)</sup>。また、Welt 紙によると、警察が記録した DV 被害者数（2020 年）は、158,477 人であり、前年に比べて約 6% 増加した<sup>(139)</sup>。

フランスにおいて、全国共通電話が受けた相談件数（2020 年）は、第 II 章の「3 フランス（3）相談・被害等の件数」で取り上げたとおり、164,957 件であり、前年の 96,799 件から約 70% 増加したほか、治安当局が把握した家庭内における暴行等の事件数（2020 年）は、131,200 件であり、前年の 119,800 件よりも約 9.5% 増加した<sup>(140)</sup>。また、一年を通じた DV の被害者数の

<sup>(133)</sup> 前掲注(2), (3)参照。

<sup>(134)</sup> 『東京新聞』前掲注(18) なお、「はじめに」で取り上げたとおり、全国の警察が対応した DV の相談等の件数も、82,643 件（前年は 82,207 件）となり、過去最多を更新した。

<sup>(135)</sup> 「DV 相談件数の推移」2021.5.21. 内閣府男女共同参画局ウェブサイト <[https://www.gender.go.jp/policy/no-violence/pdf/soudan\\_kensu.pdf](https://www.gender.go.jp/policy/no-violence/pdf/soudan_kensu.pdf)>

<sup>(136)</sup> Refuge, *op.cit.*(69)

<sup>(137)</sup> “4. Police recorded crime,” *Domestic abuse during the coronavirus (COVID-19) pandemic, England and Wales: November 2020*, 25 November 2020. Office for National Statistics website <<https://www.ons.gov.uk/peoplepopulationandcommunity/crimeandjustice/articles/domesticabuseduringthecoronaviruscovid19pandemicenglandandwales/november2020>> なお、2020 年 3 月までの 1 年間における警察が記録した DA 関連の犯罪件数は、758,941 件であり、前年よりも 9% 増加している（“Domestic abuse in England and Wales overview: November 2020,” *op.cit.*(70)）。

<sup>(138)</sup> Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend, Bundesamt für Familie und zivilgesellschaftliche Aufgaben, *op.cit.*(81)

<sup>(139)</sup> “Zahl der Opfer häuslicher Gewalt steigt um sechs Prozent,” 8.5.2021. Welt website <<https://www.welt.de/politik/deutschland/article230983679/Zahl-der-Opfer-haeuslicher-Gewalt-steigt-um-sechs-Prozent.html>>

<sup>(140)</sup> “+ 23% d’appels traités sur la ligne d’écoute du 3919 en 2020,” *op.cit.*(95); Service statistique ministériel de la sécurité intérieure, *op.cit.*(96)

変化を見ると、新型コロナウイルス感染症対策として、第1回目のロックダウン（2020年3～5月）に入った直後に大きく減少したものの、その後、増加に転じ、8月頃まで前年を上回っていた。しかし、9月以降、前年を下回る期間が増え、第2回目のロックダウン（2020年10～12月）時は、前年の被害者数を上回らなかった。これについて、2019年に実施された家庭内暴力に対するグレネルに基づく対策が良い影響をもたらしたとの評価がある<sup>(141)</sup>。

米国において、全国 DV ホットラインが電話・チャット等を通じて相談を受けた件数（2020年）は、第II章の「4 米国（3）相談・被害等の件数」で取り上げたとおり、636,968件であり、前年と比べて約2.3%増加した<sup>(142)</sup>。また、2020年3月16日から5月16日までの2か月間に、同ホットラインが受けた相談件数は62,413件であり、前年同時期と比べて約9%増加した<sup>(143)</sup>。また、2020年4月に、ニューヨーク州 DV 性暴力ホットラインが受けた電話の件数は、前年同月と比べて約33%増加した<sup>(144)</sup>。

韓国は、これらの国々と異なっており、2020年1月から同年5月までの緊急電話センターの相談件数は、75,634件であり、前年同時期の85,065件と比べて約11%減少し、全ての月で前年同月を下回った<sup>(145)</sup>。また、警察への緊急通報のデータを分析した結果によると、警察が把握した家庭内暴力事件数は減少傾向にあり、2020年（1～10月）の事件数は、全ての月で過去2年の同月の平均事件数を下回っている<sup>(146)</sup>。

## 2 政府の対策

### (1) 日本

第I章の「1 配偶者暴力防止法の概要（1）相談」で取り上げたとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に起因して、生活不安やストレスからDV等の増加・深刻化が懸念されていることを受け、緊急の相談窓口として、令和2（2020）年4月20日、「DV相談+（プラス）」の運用が開始された<sup>(147)</sup>。同年4月から10月までの相談事例を分析した報告書によれば、「DV相談+」の効果として、24時間対応の電話相談等、多様な相談対応方法にしたことにより、これまで相談窓口につながらなかった被害者の支援につながったこと等が挙げられている<sup>(148)</sup>。また、相談内容については精神的DV（57.7%）が最も多かった<sup>(149)</sup>。

(141) Service statistique ministériel de la sécurité intérieure, *ibid.*, p.24.

(142) National Domestic Violence Hotline, *op.cit.*(112)

(143) National Domestic Violence Hotline, “Covid-19 Special Report.” <<https://www.thehotline.org/wp-content/uploads/media/2020/09/The-Hotline-COVID-19-60-Day-Report.pdf>>

(144) “Secretary to the Governor Melissa DeRosa Issues Report to Governor Outlining COVID-19 Domestic Violence Task Force’s Initial Recommendations to Reimagine NY’s Approach to Services for Domestic Violence Survivors,” June 11, 2020. New York State website <<https://www.governor.ny.gov/news/secretary-governor-melissa-derosa-issues-report-governor-outlining-covid-19-domestic-violence>>

(145) 이미정 「코로나 19 와 젠더 폭력 - 가정폭력 현황과 대응」 2020.7.16, p.18. 한국여성정책연구원（韓国女性政策研究院）ウェブサイト <<https://www.kwdi.re.kr/inc/download.do?ut=A&cupIdx=125963&no=2>> なお、韓国で家庭内暴力の相談件数が減少傾向にあることに関連して、元々、韓国では、家庭内暴力は各家庭内で解決する問題であると考えられ、犯罪暴力として申告する割合が極めて低かったことが指摘されている（“지금 남편이 재택근무 중이어서요” 코로나 19 에 고립된 가정폭력 피해자」 2020.7.16. 여성신문（女性ニュース）ウェブサイト <<https://www.womennews.co.kr/news/articleView.html?idxno=200861>>）。

(146) 박형민ほか「코로나 19 대응행 이후 범죄 양상의 변화」2021.5.31, pp.29-31. 한국형사·법무정책연구원（韓国刑事・司法政策研究院）ウェブサイト <<https://www.kic.re.kr/pubdata/public/Read.jsp?paramNttID=13684&paramPage=1>>

(147) 前掲注(15)参照。

(148) 内閣府男女共同参画局「令和2年度「DV相談+（プラス）」事業における相談支援の分析に係る調査研究事業報告書（概要）」2021.4.13, p.7. <[https://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/e-vaw/chousa/pdf/r02\\_dvplus\\_gaiyo.pdf](https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/pdf/r02_dvplus_gaiyo.pdf)>

(149) 同上, p.5. なお、回答は複数回答である。



上記のような、相談体制の強化・拡充や周知等のため、令和 2（2020）年度第 1 次補正予算として約 1.5 億円、第 2 次補正予算として約 2.2 億円が計上される等した<sup>(150)</sup>。

## (2) 諸外国

英国では<sup>(151)</sup>、2020 年 4 月、全国家庭内虐待ヘルプラインの強化等のため、200 万ポンド（約 2 億 7000 万円）の資金提供の計画が公表され、同年 7 月までに、当該サービスを提供する団体に対して、120 万ポンド（約 1 億 6400 万円）が提供された。また、同年 5 月、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際して最も脆弱な人々に対する支援の一環として、DA 被害者等の支援のために 2500 万ポンド（約 34 億 2500 万円）の資金提供が公表された。このうち、1000 万ポンド（約 13 億 7000 万円）が、被害者の安全な宿泊施設のために提供された。また、2021 年 1 月、Ask for ANI（Action Needed Immediately）プログラムが開始された。これは、訓練を受けた薬局のスタッフが、DA 被害者から相談を受けた際に、警察等への相談やヘルプライン等に関する情報提供を行うようにするものであり、慈善団体の Hestia が実施している UK SAYS NO MORE キャンペーン（全国の薬局の相談室について、DA 被害者が支援を求める連絡を行える安全な空間として利用できるようにする運動）を補完するものである<sup>(152)</sup>。

ドイツでは、「女性に対する暴力」のヘルプライン以外に DV 被害者を支援する機関として、全国に約 350 の女性シェルターと 600 以上の相談センター<sup>(153)</sup>があるが、これらへの支援のため、連邦政府は 300 万ユーロ（約 3 億 6300 万円）の資金提供を決め、2020 年 10 月から資金提供の申請に関する受付が始まった<sup>(154)</sup>。この資金提供は、これらの機関の技術的な設備の改善や、相談員がオンラインでの相談等に対応するための訓練等に関するものである<sup>(155)</sup>。

フランスでは、2020 年 4 月 1 日から、DV 加害者の前で話すことのできない被害者が、聴覚障害者用の緊急電話番号（114）に SMS を送信して危険を知らせたり、一部の薬局から警察に通報してもらったりすることができるようになった<sup>(156)</sup>。また、被害者の避難所に関して、50 万ユーロ（約 6100 万円）の資金を投じ、ホテル等の宿泊（20,000 泊分）を確保した<sup>(157)</sup>。

米国（連邦政府）では、2020 年 3 月に成立した「新型コロナウイルス支援・救済・経済安全保障法」（Coronavirus Aid, Relief, and Economic Security Act）において、保健福祉省の児童家庭局（Administration for Children and Families）が行う追加の資金提供に、全国 DV ホットラインに対する支援として 200 万ドル（約 2 億 1600 万円）、DV 被害者の避難所の支援として 4500 万ド

<sup>(150)</sup> 感染症の流行に伴う DV への懸念に対する政府・関係機関の動きについて、角朋之「新型コロナウイルス感染症とドメスティック・バイオレンス（DV）」『法律のひろば』74 巻 2 号，2021.2，pp.14-18 を参照。

<sup>(151)</sup> 対策全体についてまとめられたものとして、Tirion Havard, “Domestic abuse and Covid-19: A year into the pandemic,” 11 May, 2021. UK Parliament website <<https://commonslibrary.parliament.uk/domestic-abuse-and-covid-19-a-year-into-the-pandemic/>> がある。

<sup>(152)</sup> “Safe Spaces Locations.” UK Says No More website <<https://uksaysnomore.org/safespaces/>>

<sup>(153)</sup> 相談センターについては、前掲注<sup>(75)</sup>参照。

<sup>(154)</sup> “Frauenhäuser und Frauenberatungsstellen besser ausstatten,” 30.10.2020. Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend website <<https://www.bmfsfj.de/bmfsfj/aktuelles/alle-meldungen/frauenhaeuser-und-frauenberatungsstellen-besser-ausstatten-161648>>

<sup>(155)</sup> “Kurzinformation für den Projektstrang II Dolmetschung/Fortbildung.” Frauenhauskoordinierung website <<https://www.frauenhauskoordinierung.de/arbeitsfelder/hilfesystem-20/projektstrang-ii-dolmetschung-und-fortbildung/>>

<sup>(156)</sup> “Confinement: des violences conjugales en augmentation,” 1 avril 2020. Vie Publique.fr website <<https://www.vie-publique.fr/en-bref/274029-confinement-les-violences-conjugales-augmentent>>

<sup>(157)</sup> Elisabeth Moiron-Braud, *Les violences conjugales pendant le confinement: evaluation, suivi et propositions*, Juillet 2020, p.38. *ibid.* <<https://www.vie-publique.fr/sites/default/files/rapport/pdf/275675.pdf>>



ル（約 48 億 6000 万円）が盛り込まれた<sup>(158)</sup>。ニューヨーク州では、2020 年 5 月、新型コロナウイルス感染症に関連した新たな DV に係るタスクフォース（COVID-19 Domestic Violence Task Force）が<sup>(159)</sup>、DV 被害者支援団体に対する資金提供等に関する勧告書を州知事宛てに提出した<sup>(160)</sup>。これを踏まえて、州は、DV 被害者支援（被害者の居住の安定等）のために、88 件の助成金（1 万～3 万 8 千ドル（約 108 万～約 410 万円））の提供を行った<sup>(161)</sup>。

韓国は、2020 年 2 月末、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴って様々な施設が休館対象とされた中でも、24 時間対応の緊急電話センターや DV 被害者の避難所は休館されず、通常対応が続けられた<sup>(162)</sup>。

## おわりに

近年、日本だけではなく、諸外国において DV の被害件数が増加しており、各国では、電話相談、保護命令の整備等、様々な DV 対策がとられている。このような中で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出自粛等により、DV 被害の相談件数が更に増加している諸外国では、避難所の確保等、DV 被害者に対する支援等の対策が行われている。我が国においても、引き続き、多くの DV 被害者の救済が図られるよう、諸外国の取組を参考としながら、被害者の立場に立った対策が進められる必要がある。

（たかやま よしひろ）

<sup>(158)</sup> “ACF-COVID-19-Stimulus.” Administration for Children and Families website <<https://www.acf.hhs.gov/coronavirus/acf-covid-19-stimulus>>

<sup>(159)</sup> このタスクフォースは、レイプ・虐待・近親相姦全国ネットワーク（Rape, Abuse and Incest National Network (RAINN)）の設立者であり代表でもある Scott Berkowitz 氏等、27 名の有識者から構成された（“Secretary to the Governor Melissa DeRosa Issues Report to Governor Outlining COVID-19 Domestic Violence Task Force’s Initial Recommendations to Reimagine NY’s Approach to Services for Domestic Violence Survivors,” *op.cit.* (144)）。

<sup>(160)</sup> Covid-19 Domestic Violence Task Force, “The New York State Council on Women and Girls,” May 28, 2020. New York State website <<https://www.governor.ny.gov/sites/governor.ny.gov/files/atoms/files/DVTF-Report-FINAL.pdf>>

<sup>(161)</sup> “Governor Cuomo Announces Creation of Regional Domestic Violence Councils to Engage Local Stakeholders in State’s Work to Modernize and Improve Services for Survivors,” October 16, 2020. *ibid.* <<https://ocfs.ny.gov/main/news/article.php?id=2160>>

<sup>(162)</sup> 이미정 「코로나 19 와 젠더폭력」 『KWDI Brief』 No.61, 2020.7.31, p.5. Korean Women’s Development Institute website <<https://www.kwdi.re.kr/inc/download.do?ut=A&upIdx=126241&no=1>>

別表 各国におけるDV被害の現状・法制度等の対策の概要

	日本	英国	ドイツ	フランス	米国	韓国
DVに関する主な法律	配偶者暴力防止法	家庭内虐待法	暴力保護法	民法典 ※保護命令等 刑法典 ※保護命令違反に対する罰則等	連邦法、各州法 ※連邦法は、州境を越境して保護命令に違反する行為を行う場合等に適用	家庭内暴力防止法 ※緊急電話センター等 家庭内暴力処罰法 ※保護命令等
相談（ヘルプライン）	DV相談+（プラス） 2020年度：52,697件 ※2020年4月20日運用開始 （配偶者暴力相談支援センター 2020年度：137,333件）	全国家庭内虐待ヘルプライン 2020年4月～2021年2月：月平均13,162件 ※2020年1～3月：月平均8,176件	「女性に対する暴力」のヘルプライン 2020年：51,400件	全国共通電話 2020年：164,957件	全国DVホットライン 2020年：636,968件 ※2020年3月16日～同年5月16日：前年同期比9%増	緊急電話センター 2020年1～5月：75,634件 ※2019年同時期：85,065件
保護命令 ・申立者 ・命令の内容 ・違反の場合の罰則等	[申立者] 被害者（精神的・性的DV被害者は含まれない。） [命令の内容] 接近禁止命令、退去命令 [罰則] 1年以下の懲役刑又は100万円以下の罰金刑	<保護通知> [通知の発出者] 警察巡査長 [命令の内容] 接触禁止、住居付近への立入禁止等 [違反の場合] 警察が逮捕し、治安判事裁判所へ連行	[申立者] 被害者（精神的・性的DV被害者を含む。） [命令の内容] 住居への立入禁止、住居の明渡し [罰則] 1年以下の自由刑又は罰金刑 ※各州の警察関係法では、裁判所の保護命令前に、警察による緊急保護命令が可能などころもある。	[申立者] 被害者（精神的・性的DV被害者を含む。）や被害者の同意を得た検察官 [命令の内容] 裁判官が指定する者への加害者の接触や連絡の禁止等 [罰則] 2年の拘禁刑及び15,000ユーロ（約182万円）の罰金刑 ※裁判所は、法廷の開催日程を決定してから6日以内に保護命令を発出する。	○連邦法 [州境を越境し、保護命令に違反する行為を行った場合の罰則] 5年以下の拘禁刑（又は罰金刑との併科） ※被害者死亡等の場合は加重される。 ○ニューヨーク州法 <民事・刑事保護命令> [申立者] 民事は被害者（精神的・性的DV被害者を含む。）、刑事は検察官等 [命令の内容] 配偶者の住居等から離れること等 [罰則] 法廷侮辱罪（最長7年の拘禁刑の可能性がある。）	<保護処分> [申立者] 検察官 [命令の内容] 接近行為の制限等 [罰則] 2年以下の懲役刑、2千万ウォン（182万円）以下の罰金刑又は拘留 <保護命令> [申立者] 検察官、被害者（精神的DV被害者を含む。）、 [命令の内容] 住居等への接近禁止等 [罰則] 保護処分と同じ

	日本	英国	ドイツ	フランス	米国	韓国
政府の対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>第5次男女共同参画基本計画(2020年閣議決定)では、市町村における配偶者暴力相談支援センターの増加(2020年の119か所から2025年に150か所)等の目標が掲げられている。</li> <li>2021年3月、内閣府の専門調査会は、通報や保護命令の在り方について、精神的暴力、性的暴力等も含む方向で法改正すべき等とした、DV対策の課題等に関する報告書をまとめた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2010年に戦略ビジョン「女性・少女への暴力を終わらせる」を策定した。2016年から2020年までの同戦略ビジョン(更新)には、避難所の提供等を含むDA被害者支援に対する4000万ポンド(約55億円)の資金提供等が盛り込まれている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2018年に公表された行動計画「女性に対する暴力に共に反対する」を実施している。連邦政府は、被害者の避難所の建設・改修等のため、2020年から2024年までの間、毎年3000万ユーロ(約36億円)の資金提供を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2019年9月から11月まで、家庭内暴力に対するグレネル(大規模会合)が実施された。グレネル終了後、全国共通電話の24時間化等の対策に係る資金として、3億6千万ユーロ(約436億円)以上の資金提供が発表された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1984年に制定された「家庭内暴力防止及びサービス法」に基づき、主に以下の3つの活動について資金提供を行っている(2021年度予算総額2億100万ドル(約217億円))。                     <ol style="list-style-type: none"> <li>DV被害者の避難所への支援等                             <ul style="list-style-type: none"> <li>1億8250万ドル(約197億円)</li> </ul> </li> <li>全国DVホットライン1300万ドル(約14億円)</li> <li>DVの予防の強化等                             <ul style="list-style-type: none"> <li>550万ドル(約6億円)</li> </ul> </li> </ol> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2019年に制定された「女性に対する暴力防止基本計画」に基づき、2021年の実施計画には、DV対策関係として、被害者支援施設の職員増等の目標が示されている(これらに関する2021年予算は331億4500万ウォン(約30億円)であり、前年より5.2%増)。</li> </ul>
	<p>新型コロナウイルス感染症拡大後のDV被害の現状・対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「DV相談+」の運用開始(2020年4月～)</li> <li>相談体制の強化等のため、令和2(2020)年度第1次補正予算(約1.5億円)、第2次補正予算(約2.2億円)等が計上された。</li> </ul>	<p>ヘルプライン等における相談件数の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2020年、ヘルプライン強化(120万ポンド(約2億円))、被害者の安全な宿泊施設の提供(1000万ポンド(約14億円))等のための資金提供が行われた。</li> <li>2021年1月、薬局が、DA被害者からの相談を受け、警察等への相談やヘルプライン等に関する情報提供を行う「Ask for ANI」プログラムが開始された。</li> </ul>	<p>ヘルプライン等における相談件数の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2020年4月から、DV被害者が、緊急電話番号「114」(聴覚障害者用)にSMSを送信して危険を知らせるこト等が可能となった。</li> <li>2020年、被害者の避難所について、50万ユーロ(約6100万円)の資金を投じ、ホテル等の宿泊(20,000泊分)が確保された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2020年3月に成立した「コロナウイルス支援・救済・経済安全保障法」において、全国DVホットラインに対する支援(200万ドル(約2億円))、被害者の避難所の支援(4500万ドル(約49億円))等が盛り込まれた。</li> <li>ニューヨーク州では、2020年、DV被害者支援のため、88件の助成金(1万~3万8千ドル(約108万~約410万円))の提供が行われた。</li> </ul>	<p>相談件数の減少</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2020年2月、様々な施設が休館対象とされた中でも、24時間対応の緊急電話センターやDV被害者の避難所は休館されず、通常対応が続けられた。</li> </ul>

(出典) 各国の法律の規定;各種資料を基に筆者作成。